

令和元年関川村議会 12月（第8回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和元年12月12日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 議案第62号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 7 議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 8 議案第64号 関川村子ども・子育て支援会議設置条例の制定について
- 第 9 議案第65号 関川村自殺防止対策推進協議会設置条例の制定について
- 第10 議案第66号 関川村下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第11 議案第67号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第68号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第69号 関川村水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例
- 第14 議案第70号 関川村水道事業給水条例の全部を改正する条例
- 第15 議案第71号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第72号 関川村特別会計条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第73号 関川村基金条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第74号 関川村課制条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第75号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第76号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第77号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第78号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第79号 新潟県市町村総合事務組合格約の変更について
- 第24 議案第80号 下越障害福祉事務組合格約の変更について
- 第25 議案第81号 令和元年度関川村一般会計補正予算（第5号）
- 第26 議案第82号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第 2 7 議案第 8 3 号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 2 8 発議案第 2 号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議の提出について

○本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 諸般の報告

第 4 一般質問

第 5 委員長報告

第 6 議案第 6 2 号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

第 7 議案第 6 3 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 8 議案第 6 4 号 関川村子ども・子育て支援会議設置条例の制定について

第 9 議案第 6 5 号 関川村自殺防止対策推進協議会設置条例の制定について

第 1 0 議案第 6 6 号 関川村下水道事業の設置等に関する条例の制定について

第 1 1 議案第 6 7 号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例

第 1 2 議案第 6 8 号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

第 1 3 議案第 6 9 号 関川村水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例

第 1 4 議案第 7 0 号 関川村水道事業給水条例の全部を改正する条例

第 1 5 議案第 7 1 号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例

第 1 6 議案第 7 2 号 関川村特別会計条例の一部を改正する条例

第 1 7 議案第 7 3 号 関川村基金条例の一部を改正する条例

第 1 8 議案第 7 4 号 関川村課制条例の一部を改正する条例

第 1 9 議案第 7 5 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 0 議案第 7 6 号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第 2 1 議案第 7 7 号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 2 議案第 7 8 号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 2 3 議案第 7 9 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

第 2 4 議案第 8 0 号 下越障害福祉事務組合規約の変更について

○出席議員（10名）

1番	渡邊秀雄君	2番	近壽太郎君
3番	鈴木紀夫君	4番	伊藤敏哉君
5番	小澤仁君	6番	加藤和泰君
7番	高橋正之君	8番	平田広君
9番	伝信男君	10番	菅原修君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤弘君
副村長	宮島克己君
教育長	佐藤修一君
総務政策課長	野本誠君
住民税務課長	渡邊浩一君
健康福祉課長	佐藤充代君
農林課長	富樫吉栄君
建設課長	渡邊隆久君
教育課長	熊谷吉則君
住民税務課参事	富樫佐一郎君
住民税務課参事	須貝博子君
健康福祉課参事	佐藤恵子君
観光地域政策室長	大島祐治君

○事務局職員出席者

事務局長	河内信幸
主任	石山洋介

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和元年12月第8回関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、加藤和泰さん、7番、高橋正之さんを指名いたします。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長、小澤さん。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る12月4日、役場第2会議室において、令和元年12月（第8回）定例会議の運営について、委員及び議会事務局職員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。

13日、16日、19日は議案の審議日とします。

17日及び18日は、議案調整日として休会とします。

追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

議案第62号から議案第66号までは条例の制定案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明

を求め、質疑の後、即決とします。

議案第69号及び議案第70号は条例の全部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、即決とします。

議案第67号から議案第68号及び議案第71号から議案第78号までは条例の一部改正案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、即決とします。

議案第79号及び議案第80号は事務組合の規約の変更案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、即決とします。

議案第81号から議案第83号は各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

発議案第2号は天皇陛下御即位奉祝賀詞案件です。提案理由の説明を求め、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は11月28日正午で締め切り、8名が本定例会議において質問を行います。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年8月から10月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から定例会議開会に当たり、挨拶の申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には、大変ご多用のところ、令和元年関川村議会第8回の定例会議にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

本定例会議に提案いたしますのは、条例の制定5件、条例の全部改正案件2件、条例の一部改正案件が10件、規約の変更案件2件、補正予算案件が3件、以上の22件であります。

追って上程の際に詳細に説明を申し上げます。慎重審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で、村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は8名です。発言を許します。

初めに、5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 改めまして、おはようございます。

今回の一般質問は、追跡質問という形での通告をお願いいたしました。3つほどあります。1つ目から申し上げますので、お願いいたします。

①とさせていただきます、6月定例会議における高橋正之議員からの質問で、魅力ある観光地づくりへの取り組みについて答弁された中で、地域住民の方も含めた地域観光づくりが必要とした中で、村民に情報発信のカメラマンとして活躍してもらいたいとの答弁がございました。村民による観光地域づくりは必要だと私も考えております。情報発信カメラマンについて、事業の状況をお聞かせください。

2つ目です。②先般行われました、未来ミーティングについてでございます。

3月定例会議において若者と意見を交わし、若者の意見による地域づくりの一環として行われたものと考えています。9地区からはさまざまな意見交換が行われたと推測されますが、意見交換の内容について今質問は控えます。1回限りのミーティングでは本当の意見交換とは言えないと考えますので、今後の未来ミーティングの実施についてのお考えをお聞かせください。

3番目、③です。現在行われている、むらづくり総合推進事業、住宅リフォーム事業、6次産業化チャレンジ事業について、今年度の申請と実績の状況をお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の情報発信カメラマンについてのご質問でございます。

この制度は、四季折々の村のすばらしい景観や観光にも結びつく村の資源について、村内外の多くの皆様に関心を持っていただくとともに情報発信のための写真の題材を収集するため、観光協会が導入をしたものでございます。

今回はInstagramを利用したフォトコンテストとして、秋をテーマに募集を行い、28人から84点の投稿がございました。現在、入賞者の選定と表彰の準備をしているところでございます。今後もフォトコンテストを継続することにより、情報発信をしてもらえるカメラマンを増やすとともに、情報発信のツールとして活用してまいりたいと考えております。

なお、今年度から、プロのカメラマンとの契約により村のイベントや四季折々の風景など魅力的な写真の収集にも努めているところでございます。

2番目のご質問の、未来ミーティングの今後についてでございます。

昨年度は、地域懇談会ということで住民の皆様にお集まりいただき、さまざまなご意見をお聞きしたところでございます。しかしながら、若い方の出席がほとんどないという状況でございましたので、このたびは次世代を担う若者の皆様にお集まりをいただき、未来ミーティングという形で開催したものでございます。

今回感じましたのは、村の現在、そして未来のことを考えている若者が多いということ、そしてまた新たなアイデアをお持ちの方も大勢いるということでございます。会場からは、女性に限定したそうした会議や、あるいは子供たちの意見を聞く機会というのも必要ではないかというご意見もございました。

委員ご指摘のように、1回限りで終わるのではなく、今後ともお集まりいただく対象者あるいは意見交換の内容など工夫をしながら、未来ミーティングを重ねてまいりたいと考えております。

3点目のご質問でございますが、現在行われている村の補助事業の申請状況と実績についてであります。

まず、むらづくり総合推進事業補助金でございます。この補助金のメニューは、人材育成事業、地域連帯強化事業、地域条件整備事業など7つに分かれており、活力ある地域づくりなど村民の皆様が取り組む事業に対して補助をしているものでございます。今年度の実績としまして、9地区のコミュニティーの活動推進事業費として250万円余り、集落センターの改修補助に4件170万円を交付しております。そのほか、むらおこし等推進事業などへの申請がございました。

次に、住宅リフォーム事業補助金についてでございます。この補助金は、生活環境の向上を図るとともに村内経済の活性化を図る目的で行っているものでございます。制度をつくって9年目となりますが、毎年度多くの利用がございました。

次に、6次産業化チャレンジ事業補助金についてでございます。この補助金は、6次産業を推進し農林業や地域経済を活性化させるため、今年度新たに制定したものでございます。現在の申請者はお一人でありまして、お菓子製作に取り組んでいただいているところです。また、地元食材を使った商品開発とその視察研修費用の申請が出されております。このほかにも、米粉を利用した商品開発など問い合わせをいただいている状況です。今後も広くPRするとともに、個別のお声がけを

いたしまして、6次産業化の取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

補助金の申請額等、詳細につきましては観光地域政策室長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、補助金の申請額等についてご説明をさせていただきます。

初めに、コミュニティーの活動推進事業といたしまして、9つのコミュニティーそれぞれに合計で253万4,400円の補助金の支払いをさせていただいております。

次に、地区集会施設整備事業についてですが、辰田新集落、久保集落、下関集落、それから上川口、蔵田の集落から申請がございました。屋根のふきかえ、トイレの改修等々で173万2,000円の申請額がございました。現在完了した事業が、実績報告のあった事業が2件ございまして、98万4,000円の額の確定をさせていただいております。

次に、特認事業として、大したもん蛇まつり実行委員会のほうに470万円の支出をさせていただいております。

むらおこし等推進事業といたしまして、高田まつりの実行委員会のほうに、事業内容こども大輪ということで申請がございまして、10万5,000円の交付決定をさせていただいております。

また、自主防災組織の育成支援事業として、下関集落自主防災会のほうから防災ジャンパーの申請がございまして、6万8,000円の額の確定を行っております。

また、認定事業になりますが、コミュニティー連絡協議会に対して運営費の補助25万円をさせていただいております。この補助の中の20万円分を、未来ミーティングの経費という格好の中で補助をさせていただいております。

また、地域提案型課題解決支援事業については、4件の申請がございまして、交付決定を55万880円、決定をさせていただいております。こちらについては実績報告があったものは1件でございまして、6,000円の支払いをさせていただいております。

次に、住宅リフォーム事業の補助金についてでございます。申請件数が46件ございました。そのうち交付決定させていただいたものが43件、交付決定額283万1,000円の状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。1個ずつ再質問をお願いいたします。

まず、①情報発信カメラマンとして、インスタグラムで応募するフォトコンテストを行われたということですが、済みません、私、インスタグラムをまだ活用していないものですから教えていただきたいんですけども、反応・反響があればお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 先ほど村長からの説明にもありましたとおり、28人の方から投稿がございました。合計で84点の写真が投稿されております。

このインスタグラムについてなんですが、#（シャープ）の文字の後に、「#sekikawaフォトコン」 という文字を入れていただいて、それを入れると、その都度その地域の情報というかこのフォトコンテストに応募しているというのわかりますし、その人が友達になっている方については随時その情報が発信されていくという格好になりますので、非常に効率よく関川の今を見ていただけるシステムとしてインスタグラムを選ばせていただいております。

インスタグラムそのもので一番、「いいね！」というボタンがあるんですが、それがついたのは220「いいね！」がついた写真があったという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。

続いて、2番の未来ミーティングについて、村長の感想からも、非常に将来を考えている、村のことを考えている若者が多いという答弁をいただきましたが、私は未来ミーティングに参加させていただくことができなかつたんですけれども、参加した人の中の意見でも、村長とあのぐらい近い距離で会話ができて、またお酒を飲みながら話ができただけは本当にうれしかったですという声は聞こえていますので、ぜひともこれは継続事業にしていきたいなと思います。

では、3番目のところでの再質問をお願いいたします。

まず、むらづくり総合推進事業についてです。非常に細かくメニューが準備されている事業で、もっと村民に向けた広報が必要と考えますが、村長のお考えはどうでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今おっしゃいますとおり、むらづくり総合推進事業補助金と言った途端に何があるのかわからないというのが実態で、私もこの要綱を見たときに、ああこういうメニューがあるのかなというのが就任当時わかったという状況で、まだまだこの補助事業に対する広報といいましようか、周知がされていないという状況になっているなと思っております。そういった意味では、もう少し広報のあり方も含めて、この制度自身を見直す必要があるのかなと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

このむらづくり総合推進事業は、窓口が総務政策課に一本化されて非常に使いやすいように見えるんですが、内容を見ると、人材育成から施設整備、環境改善事業や防災に関連する事業、全てがこの事業の補助を受けられることになっています。この事業を生かしてそれぞれの担当課が事業推

進に当たったほうがいいのではないかと私は考えるんですけども、村長の考えをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 通常、行政が補助事業をつくるときには、それぞれの所管課が所管課の政策目的を持って補助事業を立てるとというのが多分一般的だと思っています。そういう意味では、多分この補助制度をつくったときには使い勝手がいいようにということで丸めたんだと思いますけれども、その一方で、この補助事業を持つ所管課の事業というような形になりがちで、それぞれの政策を推進する担当課の責任度合いといいたいまいしょうか、役割度合いというのが薄くなっている状況にあるのかなと思っています。

あともう一点は、村民にこれが見えづらいというところがございます。そういうことも含めて、この制度もう30年ぐらいたちますから、ちょっと見直しが必要なのかなと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。

次に、住宅リフォーム事業についてですが、村内建築業の振興策の一環でもあり、多くの皆様の利用があることから、昨年も46件の利用があります有効な事業であると私も考えています。今後も推進していく上で、先ほどと同じような内容になるんですけども、総務政策課が窓口のままでいいのかと。本来は建設課がきちんとした業者指導を行った上で事業推進すべきではないかと考えるんですけども、村長のお考えはいかがですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 議員のおっしゃるとおり、私もそういう問題意識を持っておりますので、今後の組織改正に当たって、そういう点も含めて役割担当も考えてみたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。

次に、6次産業化チャレンジ事業です。ことし創設されたばかりで、今後の申請者が農林業の活性化につながってくればと考えております。そこで、この事業とむらづくり総合推進事業、むらおこし等推進事業、（2）の実践活動の中にある特産品開発事業との違いについて教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 6次産業化チャレンジ事業を開始するときに、実はこのむらづくり総合推進事業の中にそれに似たメニューがあって、それでやるべきかという思いもあったんですが、このむらづくり総合推進事業というのが、この要綱を見ましても、自発的に村民が行う事業で、要請があったら村長は財政的・技術的な支援をしますよという、どちらかというと受け身の要綱になっています。多分それは集会所の整備だとかそういうものが頭にあったのかもしれませんが、こうしたところに溶け込ませると、要は何かあれば補助をしてやるよという、多分昔の旧態依然とした行政の

スタンスになりかねないということで、外に出せということで、新たな要綱立てをしました。政策を推進する上では、むしろ行政も掘り起こしをするとかそういった形で、要望があれば補助するというスタンスをやっぱり越えなきゃならないという意味があつて、ダブる形に今は実はなっていますが、補助事業ができております。これも含めて、要綱全体の見直しの中で考えてみたいと考えています。

今議員がおっしゃったとおり、どちらでも読める事業があるということは、私も理解をしていますつもりです。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。

村長のおっしゃるとおりなんですね。むらづくり総合推進事業を、ちょっと中身を精査してもっとわかりやすく明確な形、それから村民がもっとわかりやすい明確な形というところに変更していけば、いっぱい増やしてごちゃごちゃすることもないような気が私もしておりました。総括する課が全てを把握できるわけではないというのも承知しております。それぞれの担当課ごとに事業推進を図れば、似たような事業をわざわざつくらなくてもいいんじゃないかなという気もいたします。

今申し上げたとおり、無駄が生まれず、村民がわかりやすい行政運営をお願いしたいと思いません。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、10番、菅原 修さん。

○10番（菅原 修君） 10番、菅原です。

私からは、2点ほど質問をお願いいたします。

1点目ですけれども、国歌・君が代の中に歌われているさざれ石が金丸地域の荒川右岸・左岸に数百メートルにわたって連なっており、すばらしい絶景がある。ことし7月ごろテレビでの報道もあり、注目を集めている。村としても、この豊かな自然に恵まれたさざれ石を観光振興につなげることができないか、村長にお伺いをいたします。

2点目、ことしは各地で台風の被害があり、河川の氾濫が相次いだ。そこで、関川村の河川は、堤防ですけれども、本当に大丈夫なのか検証する必要があると思いますが、村長の考えはいかがでしょうか。

よろしく願いをいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 菅原議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目のさざれ石の活用についてでございます。

議員ご指摘のように、私もさざれ石は十分に観光資源になる得るものと考えております。テレビ

で放映されました後ではありますが、荒川右岸側と左岸側の両方から職員が現地調査に入り、その後私も同行しまして、国・県の幹部の皆様にも現地を見ていただいたところでございます。

現状では、さざれ石を見学するためのルートに課題がございます。まず右岸側ルートでは、林道を通った後山道を歩く必要があり少し時間を要しますし、山道のために道の整備が必要となってきます。左岸ルート側では、JR米坂線を横断する必要があり、陸路での案内はやや難しい状況にあるかと感じております。

一方で、荒川峡で知られますとおり、水上での景観もすばらしく、さざれ石を船から見上げる観光も魅力的だと思っております。船の発着所の設営や安全面の確認ができますと、他の観光施設との組み合わせをした観光ルートの設定など課題はあるものの、観光振興としての活用の可能性は大いにあるものと感じているところです。

村としましては、この観光資源を生かせるよう、先般知事にもお話をいたしましたし、そのこともあってか、県の村上地域振興局からも相談に乗ってもらっているところでございます。

村では、地元コミュニティーや近隣集落の皆様がさざれ石を生かした地域活性化に取り組みないか、そのための仕組みづくりを検討しており、地域の皆様の盛り上がりとともに、このさざれ石を観光資源として育てていきたいと考えているところでございます。

2点目の、河川の堤防が大丈夫かということについてのご質問でございますが、村内の河川はほとんどが国や県の管理となっております。国管理の荒川では現在、平成16年3月に策定された荒川水系河川整備計画により整備が進められております。また、平成30年度からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」もあり、今年度は国・県ともに支障木の伐採や河床掘削による流下能力の確保を目的に整備が進められております。

村としましては、今議員が河川の検証ということをおっしゃいましたけれども、引き続き国・県に対し、それぞれ管理している河川の現状を踏まえ河川管理者としてしっかりとした対策を講じてもらうよう要請をしまいたいと考えます。

しかしながら、近年、過去の記録を超える規模の豪雨や台風に伴う被害が全国で発生しており、羽越水害を上回る規模の災害が今後発生しないとは言いきれません。したがって、河川整備等ハード対策のみで村民の生命を守ることは難しいという前提で対策を考えなければなりません。村としましては、避難勧告や避難指示等の的確な情報の発出や避難所の開設等を確実かつ迅速に行うとともに、地域住民や関係機関の皆様とも連携しながらの避難訓練の実施等を通じて、技術の向上や防災意識の啓発に努めてまいります。

また、村民の皆様におかれましても、いざというときには自分の命を守る行動や地域住民の協働による避難行動を安全に実施できるよう、日ごろの備えをお願いしたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 菅原さん。

○10番（菅原 修君） ありがとうございます。

しかし、1点目の質問でございますが、さざれ石といっても、私も何度か訪れておりますが、行くたびに条件が変わっておりまして、特に雨上がりに行ったりすると滝が幾つもできていて、さざれ石の上にその滝がものすごい勢いで流れています。そういうこともあって、いろんな部分で、また秋はすごい紅葉もきれいな場所でもありますので、ぜひ村としてもしっかりと本腰を入れてこの対策に取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと2点目ですが、さんざん言われているように、8.28水害で関川村は大きな打撃を受けた場所で、その後検証されてきた部分もあるとは思いますが、今回の台風で思いがけないところから堤防が決壊するという部分がございました。私もそういう部分では、関川村がどこまで耐えられるのかという部分で非常に心配な部分もございます。また村民の皆さんも恐らくそういう部分では心配な部分があるのではないかなとは思っておりますが、そういうことであって、ある程度そういう把握をして、それによって避難を考えなければならないのではないかなと思っております。また、避難勧告とか避難指示とかも、それによって早目に出す必要があるのではないかなと考えますが、村長さん、いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今おっしゃられましたとおり、これからどんな災害が起こるか、豪雨があるかわからないという前提の中で、河川管理者としてもそれぞれ対策が必要だということは認識していると思います。

私としましては、国土交通省あるいは村上地域振興局とさまざまな会議もございますので、そういった中を通じまして、河川のさまざまな問題点、それに伴う対策等についても、今議員のおっしゃったような問題意識も含めてお話しして、いざとなったときの避難行動も含めて、対応をしっかりこれからも進めていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 菅原さん。

○10番（菅原 修君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。よろしく申し上げます。

私からは、2点質問させていただきます。

1点目、加藤村長の施政方針の中で、次世代リーダーとなる若者たちとの懇談会を開催し、村の将来について語り合う意見交換会を実施したいと考えているということでございました。先般、村内の9コミュニティ単位で開催しました未来ミーティングがその意見交換会に当たるのかと理解をしていますが、未来ミーティングの参加状況と行政側としての成果についてお聞きしたいと思い

ます。

2点目、わかぶな高原スキー場について。SNS等で周知されておりますとおり、今シーズンのシーズンパスポートを販売しておりますが、前シーズンのさまざまな問題が未解決な部分もあります中で営業開始をすることに支障を来すような心配はないのか、お考えをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、未来ミーティングの参加状況と行政としての成果についてでございます。

未来ミーティングにつきましては、先ほど小澤議員のご質問でも触れておりますが、これからの村を担う若者との意見交換の場として、コミュニティーの協力のもとで開催をさせていただいたのでございます。

ミーティングは、11月9日の下関ミーティングを皮切りに、9地区合わせて135人の方々にお集まりをいただきました。昨年実施しました地域懇談会では、どちらかというとな配の方々を中心でしたので、村の事情やこれまでの経緯をご存じの方が多く、新鮮な意見はどちらかというとなかったのかなという印象でございますが、このたびは若い方々でしたので、ある意味何のしがらみもない率直なご意見、あるいは若い方々ならではの大胆なご意見もお聞きすることができました。具体的には、人口減少、結婚、子育て、防災、教育、観光資源、公共交通、若者の集う場所など、広い分野においてご意見をいただいたところであります。

私としましては、聞くことのできなかつた若い人たちからのさまざまなご意見、新たな視点での提案をいただいたことは、今後の施策展開を行う上での大きな参考となり、大変成果だと思っております。あわせて、こうした場で村の将来を語り合う中で、村政を身近なものと感じ、みんなで村をよくしようという気持ちが多く、若者たちの中に高まったとするならば、これは極めて大きな成果であると考えております。

各地の出席状況につきましては、観光地域政策室長に説明をさせます。

次に、わかぶな高原スキー場についてでございます。

今シーズンの営業開始については、前売りリフト券の販売開始を会社のホームページで初めて知った次第であり、会社から村に事前の連絡や相談はありませんでした。村としては、スキー場施設の所有者であり、また会社へ運営資金を貸し付けている関係もあり、施設の管理面や会社の経営状況については心配をしておりますが、株式会社わかぶな高原は一民間企業でありますから、施設の老朽化に伴う必要な安全対策を講じるよう要請は行ったものの、民間会社のこうした経営方針や会社内の課題への対応について指示することは難しいとは考えております。

前売り券の販売開始をしたわけですから、オープンに当たっては施設の安全点検や運営体制をし

っかり整え、万全の体制で臨んでいただきたいと思いますところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、私から各地区の出席状況についてご説明をさせていただきます。

まず、下関コミュニティーが21人、コミュニティーゆさわが11人、ふれあい七ヶ谷が15人、上関コミュニティーが13人、コミュニティー四ヶ字15人、スクラム九ヶ谷13人、コミュニティーかわきた21人、霧出コミュニティー16人、女川コミュニティーが10人、合わせて135人の出席でございました。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

未来ミーティングのほうは、先ほど小澤議員からの質問でもありましたし、私も地元の参加した若い人たちに聞いたら、村長からさっきお話があったように、村政を身近に感じてもらう機会になったのではないかという部分で、とても有意義な会だったとお聞きましたので、また今後ともそういった機会を継続していただければなという思いであります。

次に、わかぶな高原スキー場の件です。

私たちも都度ご説明をいただいていたところなんですけれども、5月12日ですか、新潟日報で、関川村が財政支援の打ち切りを表明ということで報道がなされまして、その後でしょうか、それを受けて、わかぶな高原スキー場のブログで、わかぶな高原スキー場をご心配いただいている皆様へということで、スキー場のほうからブログの更新があったんですけれども、これを見て私心配なのが、すごく気をつけた書き方はしているんですけれども、例えば「村からの支援の打ち切りが発表されたことでスキー場に対する影響は多大であり」ですとか、「メインバンクからは村の考え次第というお話もいただいております、村長には我々の思いや過去の経緯なども含め真摯にご説明させていただきましたが、なかなか解決には至りません」ですとか、ちょっと何ていうんでしょう、丁寧に書いてあるんですけれども、何かこう、もしかすると見る方によっては村の支援打ち切りという部分が、そのせいですよとは言わないですけれども、そんな感じを受けかねないというところで、村としてはこれから、そのスキー場に対する情報発信というんでしょうか、そういったことは特に考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） スキー場につきましては、村民の方々に本当はもっと詳しく実態を説明したいところなんです。一方で、会社も今回運営に向けて進んでおられますけれども、こうした状況の中で、私がいろんなことを村民にご説明する中では、どうしても会社の経営の問題と企業内部のこ

ともかわります。そうなりますと、場合によっては風評被害を、村長がスキー場の風評被害を起こすということにもなりかねませんから、今の段階では、本来住民にもう少し説明したいこともいっぱいあるんですけれども、そこはちょっと避けておきたいなということでございます。

なお、個別にいろいろな質問があれば、それはできる範囲内でお答えはしたいと考えています。

○議長（渡邊秀雄君） 加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

この後の質問でもスキー場の件があるようですので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 初めに、関川村総合計画についてお伺いいたします。

関川村総合計画は、1971年に策定されて以来、その都度村長が総合審に諮問し、答申内容を議会に諮り、成立されております。この計画は、今後のむらづくりを進めていく上で最も重要な計画で、2004年策定されました関川村づくり基本条例に沿って、村民と行政が協働でむらづくりを進めるための計画であります。現在、計画は第6次前期計画、これは平成28年から令和2年までの段階で、来年度で終了する予定になっておりますが、以下、質問に移ります。

1つ目、実施計画は毎年度、向こう3年間を計画期間としたローリング方式で策定することとなっておりますが、その進捗状況をお聞かせください。

2つ目、前期計画には、まち・ひと・しごと創生法に基づく関川村総合戦略が含まれております。総合戦略は平成27年度から令和元年度、今年度までで期間が終了するわけですが、総括を行うとともに第2期の策定が必要となると思われませんが、いかがでしょうか。

3つ目、前期計画は令和2年度までであり、総合戦略と1年間ずれが生じています。総合計画と総合戦略が一体の計画であることを考えれば、この際総合計画の後期を1年前倒しして、総合戦略の第2期と同じ期間、令和2年から令和6年としてはどうか。

次に、数年前からイノシシ被害が報告されております。抜本的な対策がないまま被害は年々広がってきていて、農協ではイノシシが圃場に入った場合は報告するようにと指導しておるようです。イノシシは夜行性で多産系であり、どの程度生息をしているのか把握できておりませんが、被害状況を見ても、早急に対策をとる必要があると思われれます。対策が後手になると、被害が拡大し、農業被害ばかりか人的被害の発生にもつながるおそれがあります。第6次総合計画には、有害鳥獣対策として施策としてありますけれども、これらは全て猿害対策であります。平成28年ごろには、まだイノシシの被害が少なかったせいもありますけれども、夜行性ということもありまして、巡回もできない状況にあります。以下、2つ質問いたします。

1つ目、おおむねの生息数を把握して、イノシシの有害鳥獣対策を強化してほしい。

2、環境省では、ニホンシカとイノシシの生息数を令和5年度までに半数にすることを目標として、捕獲等事業を創設し強化しております。新潟県でも、柏崎市など4市地域で事業を受託して取り組んでおります。関川村でもこのような事業に取り組み、狩りの担い手となる体制づくりや、猟友会との協議会を設置するなど、今後の対策を早急に進めるべきと思いますが、用意はありますでしょうか。

以上、質問でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の総合計画の関係でございます。

現在の総合計画は、平成28年度に策定した第6次の計画で、平成27年度策定の総合計画とリンクしております。議員ご指摘のように、以前は実施計画を3年間のローリング方式で見直していましたが、総合戦略でPDCAサイクルによる見直しを国から求められておりますので、現在は毎年度業績評価を行いながら事業を進めているところであります。

進捗状況につきましては、重要業績評価指標、いわゆるKPIによって状況の把握をしております。評価項目184項目のうち、前年度までに目標を達成している事業は47%であります。事業に着手したものの目標に達していないものが約33%となっている状況です。

次に、第2次総合戦略の策定、そして総合計画と総合戦略の期間のずれの関係でございますが、関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

いずれの計画も期限を迎えることから、このたびの策定にあわせまして計画期間を統一したいと考えております。村にはさまざまな課題がございますし、財政比率の問題もあります。総合戦略と一緒に政策を策定いたしました人口ビジョンで将来の目標を定めておりますが、やや現実と異なる面があるのではないかと考えております。村の将来を考えたとき、やはり人口数、人口構造が極めて重要となってまいります。高い目標を掲げることも必要ですが、現実を踏まえた対応をしなければならないと考えています。来年令和2年10月には全国一斉に国勢調査が行われます。5年前に5,832人だった人口が来年どうなっているのかと注目しているところでございます。

このような関係もあり、議員の提案とは異なりますが、総合戦略を1年間延長させることとしまして、次年度、次期の総合戦略と後期総合計画を策定することとしました。なお、総合計画策定の都度、審議をさせていただいております総合振興審議会の皆様にも先般ご説明をし、ご理解を得たところでございます。

次に、イノシシの被害に対するご質問でございます。

イノシシの具体的な生息数につきましては、国も適正な個体数の管理を目標に平成25年度から個体数の調査を実施しておりますが、平成29年度末で、北海道を除く46都府県で約88万頭と推定され

ております。

この調査によりますと、個体数の推移については、平成29年度時点で、平成26年度以降減少し続けているとありますが、当村においては、逆に著しい増加傾向にあると考えており、その被害も年々増加傾向にあると認識しております。

村では、平成24年に久保集落で畦畔が荒らされ、足跡などからイノシシではないかと考えられるとの情報があり、これが初めて確認されたイノシシの被害に関する状況でございました。その後、山沿いの地域を中心に年々増加し、現在では村全域で目撃されるようになりました。村では、毎年各集落にお願いをしております有害鳥獣出没記録によりまして状況の把握に努めておりますが、イノシシの目撃情報は昨年度3件、今年度1件の情報だけであり、この情報だけではイノシシの生息数の把握は難しく、村内の個体数の把握には至っていないのが現状でございます。

今後、住民の皆様にはイノシシの被害の危険性についても啓発し情報収集に努めてまいります。また、他の自治体で実施されている効果的な取り組み事例の研究と導入に向けた取り組みを検討し、有害鳥獣対策の強化を図ってまいります。

駆除体制強化についてですが、議員ご指摘のとおり、環境省では、平成25年度の計画においてニホンシカ、イノシシの個体数を令和5年度までに半減させることを目標に、抜本的な鳥獣捕獲強化対策を公表し、計画を推進するために指定管理鳥獣捕獲等事業を創設しました。この事業は、県が事業主体となってその有効性を実証するものでございまして、新潟県では、イノシシモデル捕獲事業として、特にイノシシの生息密度が高いとされる柏崎市、上越市、妙高市、糸魚川市の4市を指定して取り組みが行われております。このうち柏崎市、上越市においては、ICTを活用しくくりわなが作動すると捕獲したことを知らせるシステムの導入による実証にも取り組まれております。

当村においても、こうしたシステムがあれば、猟友会にお願いしている巡回作業の軽減にもつながるものと期待をされますので、猟友会との連携をさらに深めながら取り組みについて積極的に検討を進めるとともに、広報等により新たな狩猟免許を取得する方の掘り起こしを行うなど、その体制づくりについても取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 近さん。

○2番（近 壽太郎君） どうもありがとうございました。

再質問でございますけれども、ただいまの答弁では、総合計画と総合戦略を、戦略のほうを1年おくらせて、令和3年から令和7年ということになるんでしょうか、5カ年計画を立てることになると思いますが、来年はその第1期総合戦略と総合計画の前期の総括を行う大切な年になると思われれます。村の令和3年から令和7年までの5年間の計画を立てるわけでございますので、総合審30名の方々が十分な審議が行えるように、余裕のある行程が組めるよう配慮していただきたいと思えます。その辺の村長のお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） こういう計画策定につきましては、住民の意見を取り入れるのが大前提、あるいは行政に対してのご意見をいただくのが前提でございます。今回も、先般、総合審議会のメンバーの方と顔合わせをさせていただきました。女性の方も多くおられます。また若い方が大変多いということですので、そういう方々が忌憚のない意見を言えるような環境づくりとあわせて、スケジュール等で拙速にならないような対応を心がけていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 近さん。

○2番（近 壽太郎君） 大変ありがとうございました。

イノシシのほうなんですけれども、今村長さんのお答えになったように、県でもそういうふうモデル事業を行っております。また、村の猟友会、高齢化していますけれども、議員の中には、私も含めて4名の猟友会の会員がおります。存分に話し合える雰囲気にはあると思われまので、今後ともこの対策に向けて前向きに考えていただきたいと思います。

以上をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田 広です。

私は、大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目、来年度の予算編成に向けて。

昨年の地域懇談会や若者との未来ミーティングなどで、村民からはたくさんの要望があったと思います。2019年度は予算の縮小や補助金の削減などで大変厳しい予算であったと思います。

行政は、何事においても村民が平穩に安心して日常生活を送れるように、かつできるだけ将来に、次世代にツケを回さないように行財政運営に努力する責任があると心得ます。

また新聞報道では、県財政が緊急事態で大変逼迫した状況にあり、県は今後5カ年間で毎年110億円超の歳出削減を行うようです。関川村への影響も心配されます。

私は、加藤村長の財政健全化に向けた早期の取り組みには力強さ、頼もしさを感じております。村長就任から丸2年になりますが、厳しい村財政の中で、2020年度、来年度の予算編成に当たってのスタンスをお聞きします。

そこで、次のことについて伺います。

①未来ミーティングや集落要望などから感じた主なものは。

②緊急事態となった県財政の本村への影響について。

③2020年度予算編成に向けた方針を伺う。

④逼迫した村財政の立て直しと見通しについて。

2点目、村工事の入札の現状について。

新聞報道によると、入札制度について県警と県土木部とで意見の相違があるようです。最低制限価格は国や各都道府県で大きなばらつきがあり、新潟県は下限が全国で2位という高さで、予定価格に近い状態で落札されてきたとのことであります。県警は、独自で最低制限価格を従来の県方式から国方式に改め、請負差額で歳出削減に成果を上げられました。県知事は、競争性があって合理的な支出になる入札制度であるべきであり、現行の入札制度の見直しを検討するとしています。

そこで、関川村の入札の現状を伺います。

①関川村の最低制限価格の設定範囲はどうなっているか。

②予定価格と最低制限価格は公表しているのか。

③村入札工事に対する過去5年の年度ごとの平均請負率を伺う。

④村の今後の取り扱い方針を伺います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問に順次お答えをいたします。

1点目の、来年度の予算編成に向けてでございます。

まず、未来ミーティングや集落要望から感じたことでございますけれども、先ほど加藤議員への答弁でも触れておりますが、未来ミーティングでは、事業の実現の有無は別にしまして、さまざまな分野でのご意見をいただきました。行政で取り組むべきものもあれば、村民主体で取り組むべきものもあったと感じております。いずれも若者の視点に立った取り組みの必要性を感じましたとともに、地方自治の本旨であります住民自治の充実につながる取り組みであったと実感したところであります。

次に、集落要望についてですが、44集落から総数239件の要望がございました。その内容は、そのうちの新規要望が63件でございます。要望の大半は村内インフラの整備となっております、数年来継続して要望をいただいているものも多くございます。緊急性・必要性の判断をして対応することになりますけれども、財源の確保が課題であります。その意味でも、さらなる事業の見直しが必要かと感じておるところです。

次に、緊急事態となった県財政の影響についてでございます。現時点で、県からどの程度の補助金が廃止もしくは縮小されるといった具体的な情報はございません。しかしながら、村では小中学

生がスクールバスとして利用している路線バスや、子ども医療費助成交付金など多くの事業が県の補助金を活用して実施しておりますので、これらの補助金が廃止もしくは縮小した場合、今後の財政運営にそれなりの影響が出るのかと危惧しております。村としましては、少しでも影響を抑えるべく、県当初予算編成において配慮をお願いしたところでございます。

次に、2020年度、令和2年度の予算編成方針についてのご質問でございます。今年度につきましては、今後大雪にならなければおおむね健全な状況で決算できるのではないかと考えております。新年度予算につきましても、おおむね今年度と同規模の予算編成ができるのではないかと現段階では見通しを立てているところであります。新年度予算編成方針につきましては、後年度への影響を極力少なくし、入るを量りて出ざるを制するという財政の基本をもとに、歳出面では財源確保に努め、歳出では費用対効果をしっかりと見極めた事業予算等を考えております。また、従来から申し上げておりますが、身の丈に合った財政運営としながらも、限られた予算ではありますが、将来の村政発展に向けた施策に対しまして投資をしていきたいと考えております。そのほか、村の財政力ではなかなかできないことも民間の力をかりれば可能などころもあろうかと思っておりますので、民間活力の活用も考えていきたいと考えています。

次に、逼迫した村財政の立て直しと見通しでございますが、地方交付税に頼るところの大きい村の財政でございますので、国のさじかげんで左右されるという現状は変わらないところであります。来年10月には国勢調査が実施され、その結果が令和3年度以降の地方交付税の算定に影響を与えます。人口が確実に減っている現状でありますので、令和3年度以降は予算規模を縮小せざるを得ないのではないかとこの心配をしているところでございます。したがって、国に対し過疎地域の実情を訴え、過疎債の充実、地方交付税の確保、地方交付制度の仕組みの改善も要望をしているところであります。

一方、村の活性化のために、将来に向けた新たな取り組みも必要です。こうした取り組みで起債を起こす場合には、起債残高や公債費の年度別推移などを見ながら計画的に事業立てをするとともに、過疎債など流動負債を活用することで、財政負担を極力抑えるよう取り組むこととしております。

人口減少社会にあって、オールマイティーな総花的な住民サービスはできませんし、必要な事業の見直しも不可欠です。村民の皆様のご理解とご協力を得て、村と村民、各種団体などとの協働もお願いをし、無駄のない行財政運営にとどめ、持続可能な村政運営を図ってまいりたいと考えています。

続きまして、2点目の村工事の入札の状況について順次お答えをいたします。

まず、最低制限価格の設定範囲についてであります。大規模工事の際に設けておりまして、直近では平成28年度に当該工事がありました。適合率は国を基準としております。

次に、予定価格と最低制限価格の公表についてであります。いずれも入札後に公表しております。工事の請負率、落札率につきましては、この後、総務政策課長に説明をさせます。

最後に、今後の村の取り扱い方針でございますが、入札の大原則であります公平性、そして公正性につきましては厳格に担保してまいりたいと考えています。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、請負率、落札率、過去5年間の数字を申し上げます。

平成26年度、96.8%。平成27年度、96.8%。平成28年度、95.4%。平成29年度、95.6%。平成30年度、96.3%。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） ありがとうございます。では、再質問させていただきます。

1点目の①につきましては、2人の議員からも質問がありましたので、これで結構です。

②でございますが、緊急事態となった県財政の本村への影響についてでございますが、県知事は、全ての分野で聖域を設けず改革を進めると決意を語っています。今後、建設事業費の抑制や各種団体への補助金の見直し、県営施設の統廃合などの県民が痛みを伴う改革を余儀なくされています。村内では、特に建設業者や商工会への影響が懸念されると思うんですが、この点についてはいかがか、村長のお考えを伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず、建設業界への影響についてでございますけれども、知事とのお話の中で、必要な事業はしっかりしていくと。ただし、要は県の財源をなるべく上手にを使って、国の事業あるいは国の補助事業の活用などを上手に使いながら必要な事業をやっていくという話を伺っております。

あと、商工会の関係につきましては、この前も新聞に載っておりましたけれども、どうも県の意向としては、退職者不補充で人件費を抑えていこうということでお話をされているようでございます。それが村の商工会にどう影響するかとは別ですけれども、商工会自身が今100を超えていますから、そういった商工会の数についても多分問題意識を持っているんじゃないのかなと私は推測しているところでございますけれども、人件費にかかわることですから、そう極端なことは多分できないんだろうなと思っているところでございます。

なお、直接うちの村に影響するかどうかは、よくまだ存じ上げておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） 私が心配するのは、県の削減する分は、その分を村が肩がわりするということになることを心配しているんですけれども、そういう方向にならないように、ひとつよろしくお

願います。

また、県は2018年度の実質公債費が15.9%と非常に右肩上がりになっておりますけれども、これが2022年度ころには借金、起債になるわけですが、国の許可が必要な起債許可団体へと転落するラインの18%に到達すると言っています。これについて、村長としてどうお考えになるかお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） これにつきましては、県がもう既にさまざま要因を発表しているところがございますけれども、再度私の頭の中で整理をいたしますと、災害関係あるいは社会保障費がどんどん増加する中で、本来税金、一般財源で手当をしなければならぬところが予算が組めないという中で行政改革推進債などの資金手当債を充てたと、要は現金がないので借金でそこを充てたということだと思います。それが交付税措置のない起債ということになりますから、後年度にツケが及んだというのが1点目。

もう一つは、償還期限が20年だったものを繰り延べして30年にしたということも書いていました。繰り延べしたということは、ツケを先に送ったということの問題が発生しているわけです。

そうしたことにあわせながら、また一方で、交付税の減少が確実に進んでいる中で、今回の新聞にありました公債費比率ですか、これは標準財政規模が分母になりますから、交付税が減りますと当然分母が小さくなるということで、パーセントの率は上がるという現状でございます。

村の場合については、今それほどの大きな比率にはなっておりませんが、平成30年度で9.3%と年々増えていると。これは借金をどんどんしているから増えているというよりも、標準財政規模、要は交付税の減少に伴って分母が小さくなるから増えるという現象になります。とりわけこの村の場合には、大きな投資等をした場合には、規模が、パイが小さいわけですから、急遽、急にはね上がるということもありますので、それらをよく慎重に見ながら計画を進めていかなきゃならないなという思いであります。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） この財政難が、将来的に財政が健全化したとしても、地域が衰退しては何にもならないわけです。財政至上主義に陥ることのないようにしてもらいたいということを今お願いしたいと思います。

次に、2020年度、来年度の予算編成に向けた方針を伺うということでございますが、私、特に力を入れたい取り組みは何なのかということで質問をしようとしたんですけども、その答えとしては道の駅の整備ということがまず出てくるのかなと予想していたんですけども、特にそういう答弁もないので、予算規模も同規模ということで、雪の状況にもよりますということなんですけれども。

それで、関川村は、過去にも予算編成で数年間において、5年間くらいですか、小泉首相のときですね、市町村合併で騒いでいたころですけれども、財政の削減で各課に全体の中でことしは2%とか3%あるいは5%というときがございました。今回も削減の額を決めて各課に割り振るような格好になるのか、それとも額は定めないで事業ごとに見直しをかけるのか。その辺について村長の考えを伺わせていただきます。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 行政の仕事、とりわけ市町村の仕事となりますと、住民に直接かかわる事業がいっぱいございます。そういったものを一律カットとなると、大きなハレーションを呼ぶなと私も思っていて、個々の事業を見ながら、前にも申し上げたと思いますが、資金を捻出するためには、必要なものには充当しなければなりません、あってもいいけどなくてもいいというのも、多分よくよく議論すればあろうかと思えます。そういったものを個別に、事業の必要性あるいは事業のこれまでの達成度、政策効果等も踏まえながら、個別に対応していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） 村長就任丸2年になるわけですけれども、今までの2年間は前任者の後処理ということで大変だったと思うんですが、3年目に入りますので、これから加藤村長のカラーをもっと出してほしいと思うんですが、それについて村長の考えをお聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） なかなかカラーといっても、どんなカラーなのか私もよくわかりませんが、私も今まで2年間できることをやってまいりましたし、今後の2年間でやりたいことも頭の中にありますので、その辺がまた実現しそうな状況になればまた皆さんに発表すると、そういうことが私のカラーになるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） 加藤村長らしい予算編成になるよう期待しております。

④の逼迫した村財政の立て直しと見直しについてでございますが、財政再建で、県はとりあえず目標年数を5カ年としております。それ以上先にまだ借金はあるようなんですけれども、新潟県も大変、新潟市も大変だということで、新潟市は3カ年を集中改革期間としております。

村も目標年数とか年度を設けて計画性を持って対応すべきと思いますが、村長の考えをお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 関川村につきまして、これまで比較的健全な財政運営をしてきていると思えます。一方で、交付税がどんどん減ってきますので、これからどういう形で対応していくのかが課

題になります。一つの対応としては、令和3年度の予算編成が一つの鍵になっております。そのときにどこまで交付税がふえるのか、あるいは交付税がどこまで確保できるのかという問題がございますので、そういった状況を判断する中で計画を立てる必要があろうかと思いますが、令和2年度については今のところ、そういった新潟市や新潟県のような対応は考えておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） 私が心配するのは、県が逼迫している、今の借金関係も県は、新聞では2兆4,460億円の借金がありますよとなっていました。国の補充がない借金については、そのうち1,048億円かな、になっていましたけれども、全体の借金を県の人口220万人で割りますと、県民1人当たり111万円ぐらいなんです。逆に関川村の借金をそういう人口で割ると、170万円ぐらいですか、になるんです。かえって多いんですね。それで、なおかつその人口の減少は、県全体よりも村の人口減少割合は高いわけです。そうなった場合にますます、人口においてある程度予算規模が決まってくるので、その中で返していくというのはますます大変なことです。その辺を危惧しているわけです。

なおかつ、きのうの新聞で、加茂市でも財政再建ということで財政健全化計画を策定するということが載っていました。ぜひ、まだ今のところそういう危機に置かれる状態にはなっていないという、数字的にはそういう状況ですけれども、今後その辺をよく見てもらって、検討の余地があったら対応していただきたいと思うわけです。村長の考えをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 確かな数字は私持ち合わせておりませんが、関川村、起債残高も多いときは125億円ぐらいあったかと思うんです。今は100億円を切るか切らないかということで、起債残高自身は減ってきているという状況であります。

議員おっしゃったとおり、人口規模の減少に伴って交付税の措置がおりることについては私も大変問題意識を持っておりまして、その辺は国も今見直しをされますし、各方面でそういう一律に交付税を人口で算定するやり方はこれから合わないの、もう少し考えてほしいということでお話をさせていただいていますし、多分そんな一律にはならないかなと思っています。

加茂市も、今おっしゃった新潟市も、新潟県もそうですけれども、改革期間ということで職員の人件費もカットするような形でやっています。新潟県の場合は、例えば学校の先生、警察官、何万人という数の中の削減ですから、1%削減するにしたって大した額になります。うちの村は100人ぐらいの職員ですから、そういうことをして財源が果たして浮くのかどうかという問題もありますし、関川村の職員は多分今も栗島に次ぐ給与水準だと思っています。なので、私はできればそういうのではなく、もう少し全体を見渡す中で考えなきゃならないと思っていますし、まだまだその計画、要は財政危機宣言をして一律カットをするような状況でもないと、個別の査定をしながら将来の回

復に向けてやれる状況にはあるということでは思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） 国では今、働き方改革、同一労働同一賃金が来年度から法改正で、来年度から臨時職員の賃金もアップするというようになっておりますけれども、国、県、村も大きな借金を抱えております。いろいろ大変だと思いますが、次世代、将来世代にツケを回さないよう最小限に抑えていただきたいということで努力をお願いしたいと思っております。

次に、村工事の入札の現状についてでございますが、今のお話をお聞きしますと、村は県に右倣えなのかなというふうに思っていたんですけれども、そうじゃなくて国方式と。県方式・国方式、私も今回の新聞で初めて、ああそういう方式、名前になっているんだなと思ったんですけれども、県は2011年に現行方式に改めたということを新聞で知りました。村は国方式ということなので、国方式でやればその幅も結構広いですし、大変よかったと思っております。

②の予定価格と最低制限価格は公表しているのかということではございますが、お答えできない部分もあるのかなと思っていたんですけれども、そうではなくて、入札終了後それについては公表していますよということではございました。

新聞報道にありましたけれども、県警の話として、過去の県方式の入札では、複数業者が最低制限価格と同額の応札で並ぶケースが続発し、くじ引きでの落札決定が全体の7割近くに及んでいたとの話をしておられました。また、中には全業者の応札額が最低制限価格でそろった事例もあったとのこと。これは価格が漏れたか、あるいは事前に公表でもしなければ考えられないことだと思っております。

村はそのようなことはないと思っておりますが、こういう状況について、村長の考えをお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私も何年前、県におりましたときに、特に新潟市あたりで入札をすると最低落札価格に何社も来ると、毎年誰がとるかは抽選で決まると、これがいいんだろうかという投げかけを受けたことがあります。これは漏らしているとかそういう話ではなくて、積算単価が公表されておりますし、積算技術が向上しておりますから、簡単な工事であれば大体答えが見えてくるという中で、多分そういうくじ引きという現象が起こっているんだと思っております。

村では、そんな実態に今のところはないという認識であります。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） 私の記憶なんですけれども、何かの工業新聞だったと思うんですけれども、毎週だったか、毎月だったか、そこにずらずらっと入札関係の資料が並んで出てくるんですけれども、そこでは新潟市ではほとんど85%か87%ぐらいの、大体その線で来るんです。これは同じ歩掛、

同じ単価でもって、新潟市でも関川村でも同じことで設計するわけですね。そうしているんだけど、そういう85%、87%でできるというのと、その差は大変大きいと思うんですけども、村民の税金でありますので、県知事が言うように競争性があるって合理的な支出になる入札制度であるべきだということを念頭に置いて、今後とも進めてもらいたいと思います。

では次に、③の村入札工事に対する過去5カ年の年度ごとの平均請負率を伺うということで、先ほどお話がありましたように、95%から96%という状況にあるようです。ただ、この中で請負率が90%未満のところがあったのか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 詳しい資料は持ち合わせてございませんけれども、年に数件、1件とか2件はございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん。

○8番（平田 広君） ありがとうございます。

それでは、④の今後の取り扱い方針を伺うということでございますが、これについては国方式ということで、県のほうも見直しをするということでございますけれども、右倣えにするということになるのかどうかはわかりませんが、できるだけ村独自の方法でいい方向に持っていくように努めてもらいたいと思います。

有識者であります、この新聞にも出ていましたけれども、新潟大の沢田教授のコメントによれば、最低制限価格の下限が高いと入札額・落札額が高くなるということで、狭い範囲で競争するので談合も起きやすいとのコメントが載っておりました。また、県知事も言っていることですが、入札制度改革が財政再建に一定の効果があると言っています。

関川村の場合は国方式ということなので、私は現状維持でいいと思います。今後ともバランスのとれた適正な入札制度を考慮の上実行願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤敏哉でございます。

私からは、わかぶな高原スキー場、村民への説明の今後の対応はと題しまして質問させていただきます。先ほどの加藤和泰議員に対するご答弁と重複する部分もあると思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

5月10日の議会臨時会におきまして、運営会社わかぶな高原が支払うべき2月から4月分の電気料約440万円を村が肩がわりするための補正予算案が提案され、可決されました。その際、今回の支払いを最後に財政支援を行わないことを表明され、その内容が新聞報道されたところでございます。

また、9月定例会議の伝 信男議員の一般質問に対しまして、今後スキー場への新たな設備投資や補助金の支払いは考えていない、このことは運営会社わかぶな高原にも伝えている旨の説明がございました。

1987年に開業、村は2005年から村所有となったスキー場施設をわかぶな高原に無償貸与し、これまで土地賃借料のほか施設修繕などに約5億8,000万円の予算を支出してきました。

加藤村長は、本年度の施政方針演説で、スキー場の運営はさまざまな課題を抱えており、打開策等今後の見通しが現時点では見えない旨を述べられております。支援打ち切りを決断するに至る経緯や理由につきましては議会の全員協議会の際でも説明があり、村の将来を見据えた熟慮の結果であると認識しております。

しかし、残念ながらこのことが村民に十分理解され浸透している状況ではないように思います。運営会社は懸命にスキー場継続の意義や手だてを情報発信しているのに、村は手を貸さず支援を打ち切ったと、そのような短絡的な受けとめをしている村民も少なからずいるようでございます。

スキー場にかかわる村民の立場はさまざまでございます。スキーあるいはスキー場の愛好者として、スキー場で働く人として、スキー場に資材を納入する事業者として、そして、スキー場とは直接かかわりはないものの村にスキー場があることに誇りや喜びを感じている人も大勢いると思います。これらさまざまな立場の村民に対しまして、いま一度丁寧な説明の機会が必要だと思えます。特に村の将来を担う小学生、中学生を初めとする若い人たちに誤解のないように周知することが重要と考えますが、村長の見解をお伺いいたします。あわせて、スキー場運営会社に対しての今後の対応方針、スキー場施設所有者としての今後の維持管理の方針についてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） それでは、伊藤議員の質問にお答えをいたします。

伊藤議員ご指摘のように、本年度の施政方針演説で「スキー場の運営はさまざまな課題を抱えており、打開策等今後の見通しが現時点では見えない」と述べました。わかぶな高原スキー場は、30年間で関川村のブランドとして定着をし、冬期間の観光・雇用の場としても大変大事な施設であると考えており、スキー場を存続させたいという思いは私も村民の皆様と同じでございます。

しかし、現状のまま存続をさせるには解決すべき課題が3つあると申しております。

1つ目は、スキー場の施設改修等に要する経費が村の財政を大きく圧迫することです。わかぶな高原スキー場はオープンから30年以上過ぎ、今後施設の更新等に多額の費用が見込まれます。その費用負担については、平成17年の賃貸借契約において株式会社わかぶな高原の負担と定めておりますが、これまでその契約にかかわらず村の負担で施設の改修等をしているのが現状です。

お隣の胎内スキー場のような公設民営のスキー場の場合は、施設改修等の財源に有利な地方債を

充てることも可能です。すなわち改修費用を借金で賄い、それが過疎債であれば12年間で借金を返済し、しかもその返済に要する資金の7割近くが交付税という形で国から面倒を見てもらえると、そういう有利な制度であります。しかし、わかぶな高原は公設民営という方式で運営してこなかったため、村の所有する施設は公の施設という位置づけではなく普通財産扱いとなり、その改修等に必要な費用は全て当年度の税金などから捻出をしなければならないことになっています。これが村の財政を大きく圧迫する要因でもあります。

2つ目の問題は、運営会社の経営改善の展望が見通せないという問題です。これまで村では、スキー場施設を会社に無料で貸し出し、施設の改修は村で行い、休業時の電気料は村が負担し、広告宣伝費を村で補助し支援してまいりましたが、それでも黒字経営にならず、さらに貸付金2,000万円を村が貸し付け、しかもその返済を猶予しているのが実態です。昨年度は、加えて補助金を2倍の1,000万円として会社を支援し再建を試みましたが、さらに累積赤字が拡大する結果となりました。

それでも、今後わかぶな高原スキー場に明るい見通しがあればよいのですが、スキー場経営に對しますます逆風が激しくなると予想しています。マーケットである下越地域の少子化、人口減少という社会的影響、そして少雪やあるいは豪雪など入り込み客を左右する異常気象の頻発化が想定されるからです。

3つ目は、スキー場用地の賃貸借契約が令和7年7月で満了し、その後の賃貸借契約に見通しが立っていないことです。沼集落の共有地を、一部の地権者の同意のままスキー場用地として平成29年7月25日から5年間の賃貸借契約を締結しております。この契約そのものは有効に成立しておりますが、次回の令和4年度の契約更新においては全員の同意が必要という法解釈もあり、現時点ではその見通しがついていないということです。

こうしたさまざまな問題とあわせて村の財政状況を考えたときに、スキー場を支援しろという要望は理解できますが、それに応えるためにはその財源を捻出しなければなりません。スキー場のために住民サービスを削減できるのか、各種団体への補助金を削減できるのか、教育福祉の予算をどうするのか、人口減少が進む中、地方交付税も減り村の財政規模も縮小せざるを得ない中で、このままスキー場を今の形で維持すれば、村のほかの行政サービスを切り捨てざるを得ない。そうなるからでは遅いということで、苦渋の決断をいたしました。村民のご理解を賜りたいと存じます。

2点目の質問でございますが、スキー場運営に対しての今後の対応につきましては、スキー場の経営状況や今後の見通しなどを踏まえ、会社の意向も聞きながら、側面的な支援など必要な村の対応を検討していきたいと考えています。

また、スキー場施設の維持管理につきましては、これまでご説明申し上げましたが、村の所有ではありますが更新には膨大な費用を要しますので、さらなる投資は困難であると考えております。その旨、したがいまして会社に安全点検等を十分に行って営業していただくよう要請をしていますと

ころでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

今ほど加藤村長から、施政方針で述べられました課題について、大きく3つを詳細にご説明いただきました。

それで、私が今回この質問をさせていただきましたのは、後段のほうで今後の対応についても質問させていただきましたけれども、当面は、まずは今の段階といたしますか、12月のこれから中旬に入るわけですが、スキー場のホームページを見ますと12月19日のオープンを予定して準備を進めておりますということで、加藤議員からのお話にもありましたけれども、シーズンパスも既に販売されておると伺っておりますし、また一方では、圧雪車の整備がまだ済んでいないのではないかという情報ですとか、スキー場リフトの電力の契約は何とか手続されたというお話も聞こえてまいりますし、また今まで長年勤めてこられた熟練した従業員の方も一部もう行かないというような意思表示をされているというお話も聞きました。もう一点、施設の中の浄化槽の点検などもまだ行われていないという話も聞いております。

スキー場運営会社では19日のオープンをということで進めているようではございますけれども、実際に、順調に19日のオープンに間に合うように降雪があった場合、どうも今の話や情報を集約しますと、とてもオープン、営業できるような状況ではないように私個人では推測するわけですし、また多くの村民の方も、本当に大丈夫なのかということで心配している方は非常に多いかと思っております。私初め、私たち議員に対してもいろいろな質問をしてこられる方がいらっしゃいますし、また村長を初め役場の各職員にもいろいろな聞く方もいらっしゃるかと思います。

そこで、先ほど村長が加藤議員の質問にお答えされましたけれども、民間企業であるので余り突っ込んだ問いかけというかは逆に風評被害につながるというお話もございましたけれども、やはり村所有の施設を貸していること、それから賃借料については村が支払っていることから、やはり村でもう対応をやめると判断した場合は営業そのものができるわけでは、もう少し強く運営会社に現状はどうなっているんだと、いろんな問い合わせが来るんだけれどもということで、最低限の現状、本当にオープンできるのかという情報は、やはり村、村長のほうでも把握されるべきではないかなと感じるんですけれども、この点について再度お聞かせ願えればと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） その前に、ちょっと私数字を間違っただけなので訂正させていただきますが、スキー場用地の賃貸借契約は、さっき間違っただけで「令和7年7月」と申しましたが、「令和4年7月」で満了すると、あともう2年で終わるということでございます。

スキー場については私も大変心配をしておりますし、本来会社側からさまざまな相談があっても

いいのかと思いますが、一切情報がございませんので、とはいえ情報が無いのも困るということで、担当課長を頻繁に行かせて、今の実態はどうなっているんですかという話はお聞きをしているところです。まずは、前売り券を販売する段階で、私の思いからすれば、さまざまなものをきっちりクリアした上で前売り券を販売すべきであって、販売をしながらあとどうなるかわからないというのは、経営者としてはどうなのかなという思いがあります、正直言わせて。ただ、これまで販売をしているという状況なので、我々も今の実態はどうなっているんですかという話はお聞きをしながらいるところでして、ただあくまでも会社が経営する判断ですから、それについて、例えば本来ならもっと村としても、やるのであればPRしたいところもありますが、加藤議員がおっしゃったようにさまざまな課題を抱えながらの運営で、村もどういう動き方をするかもさまざまなリスクがあるということで、情報収集はしっかりしているというのが現状でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

今のご答弁をお聞きしまして、担当課長、総務政策課長がたびたび行って状況を聞いてくるように努めているということでございました。

それで、今一番不安な部分は、具体的に言いますとシーズン券ですか、そういうのを販売して、お金を実際に会社としては収入行為をしているわけですがけれども、もしそのオープン日あるいはオープン日を過ぎてから降雪があつて、さあ営業だということでお客様が来たときに、いや実はできません、体制が整っていませんでしたということになりますと、考え過ぎなのかもしれませんが、これは非常に、やはりマスコミの方々もどうなっているんだということになると思いますし、一番不利益をこうむるのは、その購買された方になろうかと思えます。

村長、もしくは総務政策課長でも結構なんですけれども、そういう事態は想定されないといひますか、大丈夫、営業できそうだよというような感触なのか、その点ちょっともう少し突っ込んだご回答をいただければと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 会社の経営の状況でございますから、村の中で経営がうまくいくかいかないかという話はちょっとなじまない部分もございます。ただし、私どもも今おっしゃった危惧はありまして、先ほど申し上げましたとおり、前売りをやるのであればしっかりとやっていける体制を整えてやるのが経営者の判断なんだろうなという思いでいます。やるからにはしっかりした体制を整えてやっていただきたいと思いますが、今どういう実態になっているかどうかというのは会社内部の問題でありますので、この議会で会社の経営の状況等についてご説明するのはいかがなものかなというのが、私の今の考えでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

それでは、最後にもう一点だけお伺いしたいんですけども、先ほどの加藤村長が課題と考えている大きな3つの中で、2つ目の会社の運営方針といいますか、会社の経営に当たる姿勢ですとか経営能力といいましょうか、村から多方面の支出をしているにもかかわらず累積赤字がふえている一方だというお話がございました。関川村としては、施設を貸与し、そして賃借料を令和4年7月までは村で負担するということなわけですけども、やはり加藤村長が言われるように、会社自体の経営能力といいますか経営資質といいますか、そういうものに不安を感じられておるわけですので、いずれこの土地の貸借期限が切れれば自動的にその期限を迎えるんでしょうけれども、その以前に、それより前に決断されて、もう貸与はしないよということになる可能性があるか、最後にお聞きしたいのですが。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほど問題点の3つ目でご説明をしました、次回の賃貸借契約の更新が法律上できるかどうかというのは疑義があるというお話をいたしました。仮にもしそれが法的に難しいということであれば、令和4年以降の更新ができなくなります。そういうことを考えますと、その前に契約解除をせざるを得ないということもありますので、ことし今回会社側の経営がどういう状況になるかは存じ上げませんが、賃貸借の、要は共有地の賃貸借契約の更新の問題もありますから、契約更新はしないということを会社側に伝えるということも十分あり得るものと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。今現在での村、加藤村長のスキー場に対するお考えを大分深く理解することができました。

それで、冒頭も申し上げたんですけども、やはり加藤議員のお話の中にもありましたけれども、スキー場が発するメッセージには、「村と二人三脚でやってきた」という表現ですとか、「村からの要請で頑張ってきた」という表現が随所に使われているわけなんですけれども、やはりあれだけを見た方々が何か誤解される可能性もあると思いますので、引き続き、やはり総務政策課長になるかと思えますけれども、そういう情報を収集しつつ、かつやはり、もし予想外の展開でもめるような、マスコミのほうが開きそうもないという騒ぎになる可能性もないとは限りませんので、なるべく詳細なスキー場への情報収集と指導に努めていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、13時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

まず初めに、今回台風で被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方やそのご家族にお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様が平穏な日々を取り戻せるようお祈り申し上げまして、質問に入らせていただきます。

災害に対する危機管理体制について質問させていただきます。

10月12日昼ごろより、メディア、テレビ各局は迫りくる台風の脅威を強い口調で伝えていました。事実、同日夕方から翌13日未明にかけて台風19号が関東と福島県を縦断し、71河川140カ所で決壊、死者93名、行方不明3名、重軽傷者481名、住宅被害8万棟の被害となりました。台風災害では初の特定非常災害に指定されたことでも、いかに甚大な被害であったかわかります。

今回の台風による当村の被害はなく安堵しているところではありますが、進路がもう少し西寄りに北上していた場合、当地域への被害も避けられない状況でありました。

そこで、危機管理及び防災組織について伺います。

1つ目、12日の職員への指示及び村としての対応はどのようなようであったか。

2つ目、12日の自主防災会または各集落への注意喚起及び事前指示は。

3つ目、現在の自主防災会と村の要援護者についての対応連携、また災害発生時の連絡系統は構築されているかを伺います。

次に、保育行政についてですが、昨年施行された新「保育所保育指針」により、保育所は保育だけでなく幼児教育を行う場へと変わってきたことと、ことし10月より国の施策により保育料の無償化となりました。以前、保育料の無償をうたい若者世帯の移住に成果を上げていた近隣の自治体がありましたが、今では村も同じ条件となりました。今こそ独自の保育を進め、近隣と差別化を図り、幼児教育に関心を持つ若者世帯に移住・定住を促進する機会と考えます。また、小・中学校連携を図る市町村は多いのですが、当村はこれに保育所も含めた小・中・保連携プログラムがありません。

そこで、保育行政について質問いたします。

1つ目、卒園までに小学3年生レベルの学力・身体能力を身につけるなど特色ある独自の幼児教育や、愛着形成を主とした心の教育など、現在の下関もしくは大島かを立地条件だけで選択するだけでなく、保護者が望む幼児保育方針を選択できる保育はできないか。

2つ目、小・中・保連携プログラムでの、小・保間のさらなる強化の考えは。

3つ目、どんな保育であれ、保育士と保護者との良好な関係が前提としてあって初めて保育行政

が成り立つ。信頼関係を維持する取り組みについてをお伺いいたします。

お願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の災害に対する危機管理体制についてでございます。

近年、そしてことしも多くの自然災害が発生いたしました。被災されました皆様には改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りしているところでございます。

さて、ご指摘の台風19号に対する対応につきまして順次お答えをいたします。

まず、職員への指示及び村としての対応についてのご質問ですが、台風19号が村に最接近しましたのが10月12日の深夜から翌日未明にかけてございました。村では、10日の夕方から私を初め幹部職員が集まりまして、その対策を講じてまいりました。規模が非常に大きかったことから、不測の事態に備え、早い段階から会議を行い、気象台や国交省、県からの情報を収集いたしました。結果的には、台風が村へ直撃する進路ではないこと、大雨の予測も長時間続かないことなどと判断いたしましたので対応したところでございます。

まず、防災担当を中心に24時間体制で情報収集に当たるとともに問い合わせに応じること。避難所の開設は必要ないけれども、ひとり暮らしなど不安な夜を過ごさなければならない方もいるだろうということで、自主避難所を村民会館に開設し、職員も常駐する体制といたしました。

また、自主防災組織、各集落への注意喚起については、電話にて注意を呼びかけるとともに、集落センターなどの開放につきまして確認をとったところです。

自主防災会と村との要配慮者の対応連携につきましては、災害対策基本法によりまして避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられております。自主防災組織の有無にかかわらず、要配慮者、今では要援護者よりも要配慮者というようでございますけれども、要配慮者名簿を毎年作成していただきまして、集落と村で共有しているところでございます。作成していただきました名簿は、災害の発生に備え避難支援等の実施に必要な限度で消防機関等と情報を共有するものでございます。

しかしながら、対応連携は十分とは言えない状況ですので、今後は避難訓練などの際に連携が十分とれるような体制を整えてまいりたいと考えております。

また、災害発生時の連絡系統につきましては、電話での連絡体制を想定しておりますが、災害発生時の不測の事態に備えた体制づくりも必要であると考えております。携帯電話等による情報を配信する防災メールにつきましては1月から導入をいたします。多くの皆様に登録していただきまして、情報提供や避難誘導に活用してまいりたいと考えております。

なお、防災専門員を任期付職員といたしまして1月1日付で総務政策課に配属をいたします。村の防災体制はまだまだ十分とは言えませんので、体制の強化を図ることとしております。

次に、保育行政に関するご質問でございます。

1 番目、特色ある独自の教育など、保護者が幼児教育方針を選択できる保育についてでございます。平成30年4月に施行された改正保育所保育指針により、保育所が教育機関として位置づけられました。目まぐるしい速さで変化し続ける現代社会において、質の高い幼児教育を全国どこでも同じ水準で受けられるよう、保育所保育指針、幼稚園教育要綱など、幼児教育に関する記載がほぼ共通化されました。育みたい資質や能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識して保育を行い、それを小学校につなぐことでスムーズな接続を目指しておりますが、保育所は福祉の側面があり、最もふさわしい生活の場でなければならないというところが幼稚園とやや違っているところであります。保育園は健康で安全に過ごせるようにしたり、食事や睡眠を保障したりといった生命を保持することが基本にあり、その上で子供の働きかけに応答する触れ合いや気持ちの受容を通した情緒の安定を図ることを含めた養護と教育を一体的に展開することをより強調しています。

本村の保育園は、子供たちがより健やかに成長することを願い、豊かな人間性を持った子供を育成することを保育方針としております。特色ある独自の教育に関しては、現在子供の身体能力を高める取り組みとして、精神科医の稲月まどか先生に指導していただき、原始反射の統合を目指した運動プログラムを取り入れ、主に体幹を鍛える運動を園児ほぼ全員が毎日行っています。また今後は、英語や手話などを取り入れるなど、子供たちがさまざまなことを体験しチャレンジできる環境をつくっていきたいと考えています。幼児期の保育園での生活や遊びが、自分たちが育った関川村に愛着を感じ誇れるところとなるよう、保育者と保護者、関係者が協力し合い、よりよい保育・教育を提供できるよう努めてまいります。

なお、保育方針によって選択できる保育については、村立保育園の保育方針が園によって異なることとなりますが、小さなこの村にとって人員体制などさまざまな問題があり、現在のところ考えておりません。

次に、保・小・中連携プログラムの小学校と保育園の連携強化についてであります。このプログラムは、保育園、小学校、中学校、教育委員会が目指す子供の姿として「ふるさと関川を愛し、誇り、発展させるひとづくり」として、平成29年4月から取り組んでいるものです。取り組みから3年が経過するため、今後見直しを行う予定となっております。

保育園と小学校の連携とは、幼児教育は健康な心と体、自立心や協働性などの人間関係、豊かな感性と表現、自然とのかかわりや生命の尊重などの環境、言葉による伝え合いなどの言葉の領域においてどういう気持ちや意欲が育っているか、どういう態度が育ってきたかというふうにご子供たちの育ちを正確に小学校に伝え、小学校がそれを正しく理解するために、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿という具体的な子供の姿を共有するということでもあります。さらなる強化の考え方があるのかとのご質問に関しましては、以上申し延べましたことを踏まえてプログラムの見直しに反映

していきたいと考えています。

3番目の、保育士と保護者との信頼関係の維持についてでございます。保育園は大事なお子さんを預かる場所ですから、鈴木議員がおっしゃるとおり、保護者との良好な関係により信頼関係を築くことは最も重要であり、保育者と保護者がお互いに理解し合うことが大切です。園は、預かった子供をどう育てていくのか、何を願って育てていくのかということを保護者に説明する必要があります。そのためには、園での子供の様子をきちっと説明していきます。また、保護者の皆さんには、実際の保育を目で見て情報交換できる機会をふやしていきたいと考えています。保護者が育児に対する不安や悩みなどを相談しやすい雰囲気づくりや、必要に応じて個別に相談する機会をふやすなどの環境整備に努めてまいります。また、園は子供が人間形成をしていく上で極めて重要な時期に生活時間の大半を過ごす場所です。保育者は、自分の仕事とその責任をしっかり自覚し、保護者からも関川村の保育園はすばらしいと言われるような保育を願っております。このため、保育士としての専門性を高めるとともに、資質向上を図ってまいります。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

まず、防災について再質問させていただきたいと思います。

先ほど回答にもありましたとおり、携帯電話の普及を考えてSNSを利用した防災メール等を活用するとございました。確かに一般電話は災害時には一番最初に使えなくなる通信手段と言われております。携帯で使われているSNSに関しては割と災害時には強いと言われておるんですが、災害がもし発生した場合、このSNS自体もなかなかアウトの状態になる場合もあるわけですが、そういった場合、自主防災会と村との連絡のやりとりというのは何か方法はお考えでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） そういったことも想定しなければいけない世の中といたしまし、そういうことは認識しております。実際そのように携帯電話あるいは固定電話もつながらなくなれば、一番に考えられるのが消防団を通じた無線でのやりとり、そうなるのかなと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 実のことをいいますと、こういった質問を私数年前に防災担当者にいたしました。そうしたら、その担当者は自主防災会という名前なんだと、自主とつく以上村をあてにしないでくれと、村をあてにせず自主で対応してくださいというようなことを言われました。

今、加藤村長は就任以来、防災については非常に力を入れなければならないということで取り組んでおるように聞いておりますし、今はそういう考えではないと思いますけれども、自主防災会、自分たちで共助ということいろいろ今取り組んでいるところなんですけれども、なかなか最終的のところまで進行していくと、やっぱり最終的には公助という部分に頼らなければならないと

思っております。

先日の台風のときも、自衛隊、この関川村であれば新発田駐屯地が管轄になるわけですが、500人体制でいつでも出動できる状態にしていたということで、非常に危機管理ができていたんだなとちょっと安堵したところでしたが、村も今後、その自主防災会との通信を、例えばその自主防災会に1つ無線を預けるだとかいうふうな、また携帯も普通の携帯ではだめなので衛生携帯だとか、そういった何か方法を考えていくのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この村の防災体制については全般的に見直しが必要だと思っております。例えば防災訓練を昨年やりましたが、実際参加した人の話を聞きましても、現実離れをしているというご批判も受けておりますし、今回自衛隊のOBを1月1日から採用するわけですが、彼を中心に、今のそういった点も含めてさまざまな課題をまず洗い出して、単発でそれを入れる入れないという問題ではなしに、全体的に何が必要なんだ、どうすべきだということの中で、今ご質問いただいたことについても判断していきたいと考えています。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

確かにこれから防災の専門の職員を採用するというので、非常にこれから大きく防災については変わっていくのかなと期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、保育行政についてお伺いします。

先ほど10の項目、幼児期の終わりまでに育てほしい姿ということだったんですけども、その一つに、今出ていなかった数量や図形、標識や文字への関心・感覚ということで、それも一つ項目に挙げられているんですが、新潟県では1つか、2カ所くらいかな、ヨコミネ式という教育方針を取り入れて、非常に保育児を多く集めている保育園があるそうです。これは先ほどの私の当初の質問のところにありました、小学校3年生レベルの学力・身体能力という話であったんですけども、保育園の在園中に、跳び箱5段を跳ぶ、また逆立ちをして20メートルくらい歩く、計算もそろばんもスムーズにできる、英語も話せる、漢字入りの本も読むことができる、そこまでするそうです。それもスパルタ的なことではなく、自分から自主的に取り組むというような非常におもしろい取り組みをしている保育園があるんですけども、そのまねではないですけども、そういったものを取り入れていこうかというお考えはないでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） ヨコミネ式というのがあるのは存じ上げております。それによって極めてさまざまな分野で伸びた園児もおられると聞いていますし、それに耐えられなくてそこには入れないという方も聞いております。

保育園がたくさんある中でそういう個性のあるものを設けるというのは一つの選択肢かと思いますが、当村の場合には、今子供が減少している中で、ご指摘の大島との差別化の問題もありますけれども、多分さまざまな分野でそういう専門のノウハウのある方を張りつけないとそういう教育はできないと思います。現実的に今保育士が足りない中で、今のやりくりをしているのが精いっぱいなところですから、私としては今の現状の中でもう少し一歩踏み出してスキルアップできるものとか、新たな取り組みということでの対応が現実的かなと思っておりまして、そういった導入はなかなかこの村では難しいかなと。むしろ新潟市のように園が大きくて私立であればそういう形で保育園の方を呼び込むというのはあり得るかもしれませんが、公の村立の保育園での導入というのはなかなか難しいかなというのが率直なところの感想でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

今保育園、大島と下関ということでしたけれども、これは園児が少なくなってきた場合、どちらかを閉鎖することになるのではないかと非常に危惧するところではあるんですけども、そうなった場合はどちらを閉鎖するのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 園児がこれから減少するのがほぼ多分確実なんだろうなということで、今その辺の検討を進めておりますが、いずれにしても2つの園を機能させるということになりますと体制の問題もありますから、未来ミーティングでもご批判を受けました、人が多いから大島に行けとか、どっちかに行けみたいな形で結構ご不満もいただいています。そういう意味では、今の保育園の規模になれば1つの体制にするほうが体制的にはやりやすいのかなと私は、中学校も小学校もそうなっているわけですから、あり得るかなと思っています。それをどちらをどうするかというのはこれから具体的な検討を進めていきたいという実態です。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） わかりました。これからどんな保育、どんな時代の変化になろうとも、それに対する保育をまたいろいろ考えてやってもらいたいなと思っております。先ほどの回答にありますとおり、今後英語、体幹、手話などさまざま取り組んでこられるということで、これからまた質の高い保育をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。

今ほど小澤議員、菅原議員、近議員から質問があったように、私のほうも重複して質問させていただきますが、よろしく申し上げます。

1点目でございますが、以前にも魅力ある観光地づくりについて質問をさせていただきました。追

跡質問になりますが、観光地づくりへの取り組み2点についてお伺いをいたします。

①金丸のさざれ石や沼の巨木など、地域の魅力を見直し観光資源に生かしたいと言っておられましたが、その後どのように進んでいるのかお伺いをいたします。

②インバウンドへの対応、誘客ほどの程度進んでいるのかお伺いをいたします。

2点目ではありますが、定住促進について進捗状況をお伺いいたします。

3点目ではありますが、鳥獣害対策についてお伺いをいたします。

ことしも電気柵の普及、多く設置もされました。しかしながら、侵入の防御だけで駆除にはなっていないというのが現状であります。何年も前から駆除対策については取り組んでこられてましたが、全然減少には至っていないと危惧しております。そこで、村民の皆さん、被害に遭われている方に、資格の取得も含めて、おりわなやくくりわなの設置の指導、補助の考えはないかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の観光資源の活用などについてでございます。

今年度春から、金丸のさざれ石、沼の巨木などまだ活用されていない地域の資源につきまして、現地の調査を含め活用方法を探ってまいりました。金丸のさざれ石については、先ほど菅原議員のご質問にもございましたが、陸路での見学ルートにやや課題がありますので、水上からのアプローチを検討しているところです。また、沼の巨木につきましても、やや案内ルートが健脚向けのところはありますが魅力があり、環境整備が整えば、観光資源として活用の可能性は十分あると感じております。

いずれも具体的に、誰が、どのように案内するのか、収益はどうなるのかといった具体的な議論も必要であり、行政だけの取り組みではなく、地域の皆様にどのようにかかわっていただくのか議論を進めていきたいと考えています。

次に、インバウンド対応、誘客の進捗状況についてでございます。インバウンドにつきましては、新潟空港に新たに台湾便が増便され、今後ますます外国人旅行客の来村が期待されております。村では、観光協会とタイアップしてインバウンドの受け入れにつきまして検討を重ねているところです。

具体的には、11月に外国人の旅行ライターを村に招きまして取材をしていただきましたので、今後英語とフランス語で村の情報を国内外に発信していただくことにしております。また、村を訪れていただいた際に、訪日観光客の視点で気づいた点や改善すべき点などをアドバイスいただくこととしております。

また、昨年から実際に村への訪問がふえている台湾からの旅行客に向けましては、新発田市、胎

内市、村上市、そして山形県の置賜地域それぞれの観光協会と連携しまして、誘客のための協議会を発足させ、検討を重ねることとしております。そのほか、インバウンド対策のための翻訳機の活用につきましても研修を実施する予定となっております。

次に、定住促進についてでございます。

定住の促進につきましては、村内からの流出を防ぐという視点と、村外からの受け入れを促進するという視点がございます。その両方の視点から考えますのは、住宅の整備であります。未来ミーティングにおきましても、住宅が不足しているのではないか、家を建てたいが土地がないなどの意見がございました。空き家・空き地バンクの登録数は少しずつではありますがふえておりますし、その利用者も出ています。空き家調査を実施いたしまして、その後持ち主の意向調査を実施しておりますので、空き家・空き地バンクの活用をさらに進めてまいりたいと考えております。また、若者向けのアパートにつきましても、次年度建設に向けて具体的な検討に入っているところですし、宅地分譲地につきましては、適地があれば状況を見ながら取り組んでまいりたいと考えているところです。

また、村外からの受け入れという視点では、東京にあるふるさと回帰支援センターの積極的な活用を考えております。この支援センターは田舎暮らしを応援しているものであり、これまでも県主催のイベント開催時に職員が出向き村のPRを行っておりますが、今年度村がふるさと回帰支援センターの会員となりましたので、村単独のイベント開催が可能となりました。来年2月ごろに、支援センターのセミナースペースを利用いたしまして、わら細工や木製ストラップづくりなどの体験をしながらじっくり話をして村を知ってもらえるようなイベント実施を検討しているところです。支援センターを訪れる方は、通りすがりの方ではなく、地方への移住を真剣に考えている方々ですので、少しでも村に興味を寄せていただき、移住・定住につながることを期待しているところであります。

次に、3点目の鳥獣害対策についてでございます。

村では、平成23年から電気柵設置の補助を行っております。また、今年度から補助率を充実させ、畑に設置する場合についてもその経費の半分を助成できるように改定を行いました。今年度は18件で総額およそ100万円の申請をいただき被害の防止に努めているところですが、議員ご指摘の、防御にはなるものの個体数を減らす駆除にはなっていないのが現状です。

村では、狩猟免許や猟銃所持免許証の新規取得を支援するため、平成25年7月に、関川村有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業を制定し、新規銃器免許取得者に対しては、猟友会の会員となって有害鳥獣の駆除活動をしていただくことを条件に補助制度を設けているところでございます。しかしながら、これはあくまでも猟友会に加入し村の有害鳥獣対策を支援してくださることを前提にしたものであり、個人的な理由からの免許取得等に係る経費や、おくりわな、くくりわなの設置等

への補助や指導は行っておりません。猟友会会員へは登録費用の補助を行い会員数の確保に努めているところですので、猟友会に入ってください、有害鳥獣駆除に協力していただける人を確保し組織の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

観光地づくりについては、先ほど来からご丁寧なご答弁をいただいておりますので割愛をさせていただきますが、鳥獣害の駆除については、そうすると全ては猟友会のほうに補助は出すがお願いをしているということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 聞きましたところ、個人的なそういった駆除のための補助というのは余り出しているところはないように聞いておりますし、できれば猟友会に入って協力していただくと、そういう会員の確保と猟友会の支援という方向で対策を講じていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

先般、私もちょっと農林課のほうに出向きまして、直面しているのが捕獲が必要なもので、かご枠だとか前にはあるんだよというお話を聞いていましたので、そうしたらみんな猟友会さんのほうに任せてあるんだよということだったもので、なかなか猟友会のほうでも管理が行き届いていないということで、どこにどういうふうに預かっておられるかわからないということだったので、まだまだちょっと材料的というか不足をしているんじゃないかなということで、そういうのもまたさらにふやしていただければなと思ったものですからお伺いをしました。

ということで、私のほうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで一般質問を終わります。

日程第5、委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、委員長報告を行います。

総務厚生常任委員長から報告を求めます。委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 総務厚生・産業建設常任委員会調査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 会議規則第43条及び議会運営規程第88条の規定により、委員長報告に対する質疑は許されませんので、以上で委員長報告を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

それでは、休憩いたします。2時まで休憩いたします。

午後1時39分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第62号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、議案第62号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第62号は、関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定でございます。地方公務員法と地方自治法の改正によりまして創設されました会計年度任用職員につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

詳しくは総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、条例の中身についてご説明をさせていただきます。

臨時・非常勤職員の定義が厳格化されまして、あわせて処遇を改善するというところで法律の改正がございました。その中で会計年度任用職員というものが創設されます。これは「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」ということでありまして、具体的なものは役場の中で今働いておる臨時の職員さん、そういった方がこの会計年度任用職員という名前になります。

条文の第2条にフルタイムとパートタイムというのがございまして、2つ定めがございます。村ではパートタイムの会計年度任用職員ということを考えております。

それから、第3条に給与の関係の定めがございまして、今まで臨時職員は賃金ということで支払いを行ってききましたが、今度は報酬ということになります。それから、あわせて期末手当の支給があるということになります。

4ページ目をごらんいただきたいと思いますが、4ページの第17条にパートタイム会計年度任用職員の報酬ということで規定がございます。そこに、第1項では月額での報酬、第2項で日額での報酬、第3項で時間額での報酬とございまして、村ではこの時間額での報酬を考えているところがございます。

それから、ページをめくっていただきまして、6ページをごらんいただきたいと思いますが、

6ページ目の第22条で期末手当の規定がございます。その第22条の4行目、後半のほうに「100分の50」と書いていますが、これが支給の割合ということで、0.5カ月分、年に2回、6月と12月に期末手当として支給されるということで、この条文のつくりとなっております。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

今ほど説明のありました会計年度任用職員のフルタイム・パートタイムを合わせました人数、それから割合をお聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 規定ではフルタイムとパートタイムがございすけれども、村で考えておりますのは全てがパートタイムでございす。ちなみに、本年度でいいますと48人いらっしゃいます。

それから、あわせて給与の根拠は違うんですが同じ考え方でございすのが技能労務職員、運転員の方とか用務員の方でございすんですが、これが17人おりまして、合わせて65人ということになります。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） それでは、お聞きします。

先ほどの、6ページの第22条の4行目の期末手当、100分の50を年2回、6月と12月にというご説明でしたが、そうしますと今までの給与に1カ月分トータルでふえるという理解でよろしいでしょうか、村の負担が。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） はい、そのとおりでございす。

ちなみに、先ほど申しあげました65人で換算いたしますと、村の財政的には年間1,000万円ぐらいということで試算をしているところでございす。

初年度の来年度は、6月の支給の期末手当は満額支給になりませんが、その後、以後1,000万円ぐらいかなということで試算しているところでございす。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

このパートタイムでもフルタイムでもいいんですけども、前にちょっと聞いたことがあるんですけども、国とか県からのあれで年間に何人は必ず採用しなければならないと、そういう話をちらっと聞いたことがあるんですけども、それが本当か嘘か。

それから、この条例の制定は、例えば今国でやっている働き方改革、その一環として今まで本来の臨時という呼び方をしていたのを、もうちょっと呼び方を変えてこういう形にしたのかどうか。その辺を聞きたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 1点目のご質問は、何人雇用しなければいけないというのは認識はございません。

それから2点目ですけれども、大きく言えば国の働き方改革、その流れの中で制定されたものがございます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 済みません、もう一つ。

障害者雇用というのがありますので、その点は何人というのがありますので、その話かどうかちょっとわかりませんが、正職員というかこういう職員を何人というのはいないのではないかなと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第63号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。これは、今ほど議決いただきました議案第62号でご説明いたしました会計年度任用職員が創設されたことを受けまして、関係条例を改正する

ものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） このたびのこの条例の整備でございますけれども、会計年度任用職員の創設によりましてさまざまな条文に影響が出ます。あわせて非常勤職員の要件が厳格化されることもありまして整備するものでございます。

順番に説明をさせていただきます。

まず、第1条のほう賞条例の関係でありますけれども、非常勤職員に関する規定を整理いたしましたところ、ほう章の対象者に非常勤職員が含まれておりました。表彰対象に含めておく必要がないということから、このたび削除するものでございます。

2ページ目の第2条でございます。職員定数条例の改正でございますけれども、これは法律の改正によりまして条文を整理するものでございます。

第3条の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございます。職員の給与などは公表が義務づけられておりますが、毎年広報せきかわの12月号で給与等の公表をしております。これが根拠条文でございますけれども、その対象にフルタイムの会計年度任用職員も対象になるということでございます。その改正でございます。

3ページ目、第4条でございます。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正ということございまして、会計年度任用職員も免職・休職の対象になるということで、条文の整理でございます。

第5条の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正につきましては、こちら懲戒処分の対象になるということでの整理でございますし、パートタイム職員は給料ではなくて報酬ということで、条文の整理でございます。

4ページ目にまいりまして、第6条でございます。それからあわせて第7条でございますけれども、こちらは法律の改正によりまして条文を整理するといったものでございます。

それからめくっていただきまして、6ページお願いいたします。

非常勤職員の報酬の額が一覧でございます。左側が改正後、右側が改正前ということでございます。それで、このたび整理されるものが7ページの一番下、右側のほうでありますけれども改正前のところに、せきかわ歴史とみちの館の館長というのがございます。これが定義から外れまして削除になります。

それから、社会教育指導員、これは現在村では任用されている人がいないということで、削除でございます。

次のページめくっていただきまして、8ページにまいりまして、右側の改正前でございますが、

中ほどに交通安全指導員というものがございます。これは今度特別の臨時職ではなくて業務委託ということで整理されるものでありまして、削除となります。

それから、下のほうに村営住宅管理人とございます。これは廃止するというところでございます。

それから、予防接種医師各種検診医師及び歯科医師、これにつきましては左側の改正後のほうで名称を変えまして、これはこのまま残しますけれども、保健衛生嘱託医と名称を変えてございます。

それから、右側、改正前の一番下のほうですが、地域おこし協力隊の隊員、これも特別職ではなくて業務委託ということで今後行いますので、削除いたしました。

それから、中ほどの消防団につきましては、特別職はそのままでございますが、消防団に関する条例を別に定めておりますので、そちらに盛り込むということにしております。

それから、左側の真ん中ら辺、新たに産業医というのがございますが、診療所医師にお願いしておりますけれども、これは非常勤特別職という位置づけになりますので、これを加えたところでございます。

それから、9ページ目の第9条でございます。一般職員の給与ということでございますが、この中で会計年度任用職員の給与は別に条例で定めるということで、先ほど議決いただきました条例がそれに当たります。

それから、10ページ目をお願いいたします。

旅費に関する条例の改定ということでございまして、会計年度任用職員に対しても通勤手当、旅費の支給はございますが、パートタイム職員につきましては費用弁償という位置づけになるために、条文を整理するというものでございます。

それから、第11条のせきかわ歴史とみちの館の関係では、非常勤職員と今までしてございましたけれども、これは会計年度任用職員とするということでございます。

それから、第12条と第13条でございますが、村営住宅管理人の関係ですね。これは廃止するというところで、条文整理でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第64号 関川村子ども・子育て支援会議設置条例の制定について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、議案第64号 関川村子ども・子育て支援会議設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第64号 関川村子ども・子育て支援会議設置条例の制定についてでございます。この条例は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に関する事、または子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議などを行う機関として、子ども・子育て支援会議を設置するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐藤充代君) それでは、説明させていただきます。

まず、第1条でございますけれども、この支援会議につきましては子ども・子育て支援法の第77条第1項の規定に基づき設置するものでございます。

所掌事務につきましては第2条でございます。先ほど村長から説明がありましたけれども、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。第2号といたしまして、第1号に掲げるもののほか村長が必要と認めることについても調査審議いたします。

組織といたしましては、第3条でございますが、委員15人以内で組織いたします。委員につきましては第2項の第1号から第5号までの関係者を予定しております。

任期につきましては、第4条、2年とするところでございます。

平成26年度に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画、平成27年度から本年度までの5年間の計画が終わりますので、本年度中に見直しをしている最中でございます。この計画について審

議をしていただく予定としております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今も関川村で、子ども・子育て支援ネットワーク、私も委員になっていましたけれども、それをこういう条例化するということですか。違うの。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 今現在、子ども・若者支援協議会という協議会があるんですけども、その協議会をつくったときに子育て支援ネットワークを廃止しまして、新しく子ども・若者支援協議会というのをつくった経緯があります。それはそれで、要保護児童だったりとか虐待だったりとか、保護が必要な子供さんの支援に当たる会議ということで動いております。

これにつきましては、それ以外の子育て支援だったりとか、村の子育て施策について協議していただく会となります。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

そうすれば、今までのネットワーク協議会、あれはそのまま残すと、廃止するわけですか。廃止して、新たに協議会というのを設置するわけだ。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 今、伝議員が質問されました子育て支援ネットワーク協議会、あれはもう既になくなっております。子ども・若者支援協議会というのができたときに廃止されておりました、ない状態になっております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） この支援会議に、教育委員ですとか民生委員の関与はどのようになりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 委員の中に、関係団体の推薦を受けた者ということで教育委員代表を考えております。あと民生委員につきましては、民生児童委員の主任児童委員の方を委員に考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 新たにこういう組織を編成するのであれば、できれば長期間やっているような、今までだったらほとんど充て職で、自分の今持っている職務の在任期間だけということでは1年でやめたり、もう任期が大体長くて2年だから2年でやめたり、そういう組織にならないように。

できれば、多分この子ども・子育てというのは大事な部分だと思いますので、長く委員を務めてやれるような組織づくりをしてもらいたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 今回の委員につきましては、その関係団体から代表を選んでくださいという形をお願いをする予定にしています。ただ、任期につきましては2年ですので、2年で交代されるところも出てくるかもしれませんが、会の会長さんということではなくて、会から代表をお願いしますという形で依頼する予定です。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第65号 関川村自殺防止対策推進協議会設置条例の制定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議案第65号 関川村自殺防止対策推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第65号 関川村自殺防止対策推進協議会設置条例の制定についてでございます。この条例は、関川村自殺対策に関する行動計画の円滑な推進を図ることを目的として、関川村自殺防止対策推進協議会を設置するものでございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、説明させていただきます。

まず、第1条でございます。村の自殺防止対策に関する行動計画、以下自殺防止計画とありますが、この円滑な推進を図ることを目的に設置するものでございます。

所掌事務といたしましては、第2条第1号から第3号まで、自殺防止計画の策定及び更新に関することなどにつきまして審議いたします。

協議会は、村長が協議会の会長となりまして、委員15人以内で組織いたします。第3条第1号から第6号まで掲げる者の中から、村長が委嘱いたします。

委員の任期は2年でございます。

現在、平成31年3月に関川村自殺防止計画というものを策定しております。令和元年度から令和5年度までの5年間の計画となっております。計画の数値目標につきましては、国の自殺総合対策大綱で人口10万人当たりの自殺者数を平成27年度と比べまして30%以上減らし、13.0%以下とするという目標を立てております。村の計画では、村が目指すべき目標値と指標といたしまして、村の人口は1万人未満であり、単年度で自殺死亡率人口10万人当たりをはかることは評価の信憑性に欠けるため、目標値の数値は過去10年間の平成17年から平成26年の自殺死亡率の平均値としております。平成29年度の自殺死亡率が33.8%、これを令和3年度には15%以下となるように目指すということで計画を策定しております。この計画につきまして進行管理をしていくということで、この協議会を設置するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

2年前に、関川村の自殺死亡者数が人口割からしてすごく高い数字になったと一つの話題になっていたことがあったかと思うんですけども、平成30年度、それから平成31年度まだ終わってはいませんが、今までの傾向とつかかんでいる数がありましたらお知らせください。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 自殺死亡者の人数というのは公表しておりませんで、10万人単位、10万人当たりの自殺率ということで公表されております。

平成二十何年でしたっけ、その当時人数が多かったんですけども、最近は減少傾向にあります。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 減少傾向になった理由だとか経緯というのはつかんでおられますか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 誰もが窮地に追い込まれるという状態というのは、いつ何が起きる

かわからないということで、減少傾向にあるという理由については、特には言いがたいんですけども、その相談窓口のPRですかね。国でも県でもテレビでPRしていますけれども、こころの相談窓口の設置をしているので相談してくださいだったりとか、村としましては、住民さんと関係する部署では、困っているという状況が判断できれば健康福祉課につないでいただいて、関係する機関につないでいくと。保健師がかかわったりしながら、相談に応じたりしながらやっていくということをやっておりますので、リスクのある方にその相談窓口が届くようなPRをしていきたいと考えておまして、減少傾向にあるという理由についてははっきりとは申し上げられないというのが本音でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

この対象者というのは、関川村民だけなんですか。それとも、他自治体からわざわざ村に来られる方も多いんですが、そういった方も対象になるんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） この自殺死亡率を出す上では、村民が亡くなられた人数ということになっております。ではなくて……

○3番（鈴木紀夫君） 村民もそうなんですけれども、他村から来られた方は対象には、この防止計画には入っていないんですか。対処はしないんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） この自殺防止対策というのは、国でも県でも取り組もうということをやっております、法律ができております。済みません、ちょっと法律の名前がすぐ出てこないんですけども、国も自殺率が高いということでこの防止対策に取り組んでおります。ですので、村外から来られた方につきましても、この計画と同じように対応するというのは当然のことだと思うんですけども、計画の中では、計画は村民が対象です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 私、議員になって名刺をつくろうと思ったときに、自殺の名所みたいなところが名刺のデザインとしてあったものですから、非常にそういった他村から、結構よそから亡くなくなりに来られる方が多いものですから、そういった方も対象にしてこの村のイメージもこれでアップしていけたらなと思って質問してみました。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） この防止計画の中には村外の方については含まれていないんですけども、その自殺の名所といいますか、村の環境整備の面では別に対策をとることも必要ではないかと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

それでは、休憩したいと思います。2時40分をお願いいたします。

午後2時33分 休 憩

午後2時40分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第66号 関川村下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第66号 関川村下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第66号 関川村下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。これは令和2年度から現在の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計が公営企業会計に移行することにより、条例の制定を必要とするものでございます。

詳細につきましては建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 議案第66号ですが、今ほど村長から説明がありましたとおり、令和2年度から公営企業会計に移行します。そのため、地方公営企業法の適用など必要な事項を定めるものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

そうすると、今まであった公共下水道と農業集落排水事業、あれはもう一本化して、この今の関川村下水道事業ということになるわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 会計としては今言ったとおり一本化になります。ただ、その会計の中でそれぞれ、公共下水道と農業集落排水でそれぞれ起債の償還とか補助金の関係が別の補助率でありますので、その辺は分けて今後会計を進めることとしております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） そうすれば、会計は別になるわけですか。会計。今までは公共下水道と農業集落排水事業、借金とかそういうのも全部別個だったわけですね。多分率も違うと思うんですよ。それを今度一本化すると、その辺の会計も含めて一本化するわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 今ほどの質問ですけれども、今現在その辺は精査して進めておりますが、会計としては一本になります。その中で、項目で多分それぞれ分かれてくるような方向で進めております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第67号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第68号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第11、議案第67号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第67号 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例でございます。これは、今ほど説明いたしました関川村下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い改正を行うものでございます。

詳細については建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 関川村公共下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今ほど村長からも説明ありましたとおり、下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴いまして、1ページをごらんいただきたいんですが、こちらで第3条削除というのが、先ほどの制定の条例にあります第3条、こちらのほうの関川村公共下水道、施設の名称、終末処理場の位置、処理区域、こちらのほうに移ってきたものでございます。あわせまして、この後の農業集落排水処理施設条例の一部の施設名称等についても、先ほど説明しました下水道事業の設置等に関する条例の第3条で農業集落排水事業をうたっておりますので、よろしくお願ひします。またあわせてですが、排水設備指定工事店の指定の際の手数料徴収、こちらが出てきましたので、条例の一部を改正させていただきます。その他は適正な事務処理に必要な事項の軽微な修正でございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 今の公共下水道の条例改正と農業集落排水の、今課長からもちらっと農業集落排水も絡んでいますという話だったので、一括で審議してはどうかという考えなんですけれども。賛成する人いないな。（「賛成」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） 今、9番、伝さんから一括審議の動議がありましたが、起立採決いたします。

賛成の方は、起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数ですので、可決いたします。

では、議案第67号と議案第68号は一括審議ということで。

日程第12、議案第68号 関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 一括ということでございましたので、議案第68号も説明をさせていただきます。

今ほど、もう既に担当課長が説明をいたしましたけれども、関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例でございます。こちら、先ほど申し上げました下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 今ほどの議案について説明いたします。

先ほどお話ししましたとおり、関川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正するものでありますが、改正する条例の1ページ目、こちらの第3条が削除となっております。こちらが設置等に関する条例の第3条第3項でうたっておりますので、そちらの一部改正ということになります。なお、そのほかは適正な事務処理に必要な事項の軽微な修正として行うものです。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今ある農業集落排水も公共下水道も、大分設備そのものも違うし、今までも対応もかなり違ってきたんですね。その辺含めて、例えば今国からの助成でやっているわけですが、多分行政の補助の率がかかなり農業集落排水と公共下水道では違うと思うんですよ。例えば一本化した場合、村の負担はよくなるか、悪くなるか。そしてまた、今供用している人に対してはどのように考えているのか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 一本化することによる特別変更になることはないと考えております。事務が今まで2本だったのが1本になるので、多少は軽減されるかもしれませんが、公営企業会計になりますので、職員のほうの難しい面もありますので、それを2本にするとかえって逆をややこしくなるのではないかと思います。

また、質問の住民の方に対する利便性ですが、そこについては変更なしと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

公営企業会計にするというのは、これは指導のもとどうしてもしなければならないということだとは思いますが、単純にどういうふうになってどんなメリットが出てくるかというのを、簡単でいいので説明願えますか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 一応、令和5年度までに公会計に移行するという事で国の指導がございます。それに伴いまして、関川村は周りの町村よりは早いんですけども、どうせ移行するんであれば有利債、当初これが始まったとき、考え始めたときは起債、有利債がありましたので、その後になるとその起債も借りられないという話でしたので始めました。ただ、現在はその有利債がやはり実施に向けた動きが少ないということで年度を延ばしてやるという方向ですので、その辺までは変わっていない状態です。

メリットは、正直言いますとメリットらしいメリットというのはなかなか難しいところがあります。ただ、今水道事業会計も公営企業会計法でやっていますので、収入に対する支出というのが明らかに今後はなってくると思います。そうすると、借金がこれくらいあるので、どうしても料金改定は必要だというのが見えてくるのかなということがありますので、住民の皆さんに対しては説明がしやすくなると、担当としては考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 8番、平田です。

下水道のほうでは手数料と出てくるけれども、同じ下水ですよね。もう一つの集排のほうではそういう手数料が出てこないし、罰則という面では、下水道条例がなく集排では出てくるという感じなんですけれども、この辺はどうでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 排水指定工事店の手数料については、公共・農排で分けることにより事務が煩雑にもなりますし、二重にとるような形になっても困りますので、公共一本化でしております。

罰則については、済みません、ちょっと調べて説明させていただきたいので、時間をいただきたいのですが。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今課長から、令和5年度までに一本化しろと、そういう国の指導があったと話がありましたが。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 済みません、一本化ではなくて、公営企業法の適用する公会計の移行が令和5年度までということですよ。

○議長（渡邊秀雄君） これで議案第67号から議案第68号についての質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ただいま議題となっています議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第68号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時10分から始めたいと思いますのでお願いします。

午後2時56分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第69号 関川村水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議案第69号 関川村水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第69号 関川村水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例でございます。これは水道事業の認可変更に伴う区域拡大により全部改正を行うものでございます。

詳細について建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 現在の関川村水道事業の設置等に関する条例を変更認可により令和2年度より統合し簡易水道事業へ移行することから、関川村簡易水道事業の設置等に関する条例とするものです。

別表に、関川地区のほか女川地区、片貝・沼地区、金丸・八ツ口地区、田麦千刈地区を追加します。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第69号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第70号 関川村水道事業給水条例の全部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第70号 関川村水道事業給水条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第70号 関川村水道事業給水条例の全部を改正する条例でございます。

こちらは上水道、簡易水道の統合、また水道法の法改正により全部改正を行うものでございます。

詳細につきまして建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 先ほど議案第69号で説明しました関川村水道事業の設置等に関する条例の全部を改正するという事で、関川村簡易水道事業の設置等に関する条例同様、現在の関川村水道事業給水条例を変更認可により令和2年度より統合し簡易水道事業に移行することから、関川村簡易水道事業条例とするものです。

なお、附則3で現在の関川村簡易水道条例を廃止します。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

ちょっと条例改正からかけ離れているかもしれませんが、この第6条、これは例えば給水装置工事を高いところへ、給水困難箇所というのがあるんですけども、これがどういう場所なのかちょっと聞きたいと思います。第6条の「水圧等の関係により給水が困難であると認められる」場所、そういう場所は関川村にあるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） こちらの想定としましては、別荘を山の上に建てるとか、一応区域内、例えばですけども歙江沢の田んぼの圃場整備が終わっている上のほうとか、そういうところに別荘を建てて給水してくれと言われても、その辺はちょっとできないということになります。その場合、保留するという事です。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 高低差だけじゃなくて、距離的な問題もあるんですよ。下水道もそういう前例があったんですけども、例えば自分の土地でかなり本管から離れていると、それはもう個人負担もなかなか難しいということで、じゃあ合併処理浄化槽にしなさいと、本来であれば本管から何メートル以上離れた場合はもうだめだとかそういうのではなくて、高低差、それも距離も含めての。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） その辺は距離も含めてと解釈してもらいたと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） それともう一つ、今多分水道事業のほうの会計も大分頭を悩ませていると思うんですけども、今回の条例改正の中で、今の使用料金について、例えば何年以内にはどういう形になりますという、そういう具体的な計画は立てていないですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） まだ料金改定については、必要だということは十分承知しておりますけれども、とりあえず費用のほう、例えば漏水修理、今現在漏水がそれなりにありますので、そちらのほうでかかる経費を削減しながら、それでもやはり料金の値上げが必要だということには多分なるとお思いますので、住民の皆様はその辺を説明できるように、とりあえず今現在は経費削減に努めておりますので、数年後には今言われたような料金改定も出てくることになると思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第71号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第15、議案第71号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第71号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。こ

ちらは水道事業の変更認可に伴う常任委員会の所管変更に伴うものでございます。

詳細は建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 上水道、簡易水道の統合によりまして、本条例中、常任委員会の所管に関しまして改正が必要となりました。「公営企業に関する事務」が実質上水道を指していましたので、その部分を削るものです。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第72号 関川村特別会計条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第16、議案第72号 関川村特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第72号は、関川村特別会計条例の一部を改正する条例でございます。これは簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業が公営企業会計へ移行することにより改正するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） この一部改正でございますけれども、簡易水道会計など3つの事業会計が公営企業会計に移行するため、特別会計の一覧から削るというものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第73号 関川村基金条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第17、議案第73号 関川村基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第73号は、関川村基金条例の一部を改正する条例でございます。これは簡易水道事業、公共下水道事業が公営企業会計へ移行することにより改正するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 1ページから、積立基金の一覧が掲載されております。ずっとめく

っていただきまして、5ページ目、6分の5という表記になってございますけれども、そこをごらんいただきたいと思います。そこで、このたびの公営企業会計へ移行する関係で、簡易水道管理基金、それから公共下水道等管理基金が一覧から除かれるというものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第74号 関川村課制条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第18、議案第74号 関川村課制条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第74号は、関川村課制条例の一部を改正する条例でございます。これは簡易水道事業が公営企業会計へ移行することにより改正するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、一部改正条例の2ページ目をごらんいただきたいと思えます。

一番下に建設課という欄がございます。ここで公営企業に移行します簡易水道の施設管理業務を

まず建設課のところから削るということと、それから浄化槽につきましては既に事務が建設課から住民税務課に移っておりますので、このたびあわせまして整理をするということで削りました。

なお、真ん中に残っております下水道の維持管理につきましては削らないで残すわけですが、公共下水道会計も公営企業会計に移行はいたしますけれども、法適用の方法の違いから、下水道の維持管理については村長部局に残すということにしたため、削らないでこのままということでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第75号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第19、議案第75号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第75号は、関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは地方公務員法の改正に伴いますとともに、人事院勧告に従いまして村も国・県に準じた改正をするものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） このたびの人事院勧告の要旨は、若手職員の給与引き上げでございます。行政職の給料表というのがございまして、4ページ以降でございます。大卒の初任給で1,500円、高卒の初任給で2,000円、それぞれ引き上げを行います。そのほか30代半ばまでの若年層につきましては1,000円程度の引き上げという改正でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第76号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第20、議案第76号 関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第76号は、関川村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらの議案も、先ほどの条例改正同様に、人事院勧告に従いま

して国・県に準じて改正をするものでございます。

詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 行政職と同様の考え方で、高卒で1,900円の引き上げが行われます。

なお、今現在これに該当する技能労務職は村にはおりません。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第77号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第21、議案第77号 関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第77号は、関川村国民健康保険診療所勤務医師の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらの議案も、人事院勧告に従いまして改正するものでございます。

詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） こちらも若年層の引き上げということで条例の改正を行うところでございますが、平田先生は該当はございません。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第78号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第22、議案第78号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第78号は、関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例です。こちらの議案も、人事院勧告に従いまして改正するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） こちらの改正も、若年層の引き上げが目的でございます。

なお、現在はこの給料表を用いている職員はございません。

また、1月1日付で採用となります防災管理員につきましては、こちらも任期付職員でございますけれども、この給料表は適用されずに一般職の給与条例の給料表を用いるということになってございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第79号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第23、議案第79号 新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第79号は、新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。

これは新発田地域老人福祉保健事務組合の解散に伴う変更でございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 新発田地域老人福祉保健事務組合というのがございます。これは関

係市町村は新発田市、胎内市、阿賀野市、聖籠町でございますけれども、この組合が運営しております養護老人ホーム、それから休日の診療所がございますが、これらの全ての施設が指定管理者制になったことから組合が解散するというものでございます。そのために総合事務組合の規約の変更がございまして、構成市町村である関川村にも議会議決の必要がございますからお諮りをするというものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第80号 下越障害福祉事務組合格約の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第24、議案第80号 下越障害福祉事務組合格約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第80号は、下越障害福祉事務組合格約の変更についてでございます。これは、下越障害福祉事務組の名称を下越福祉行政組合に変更するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 先ほどの議案で新発田地域老人福祉保健事務組合の解散について説明をさせていただきましたが、その組合が解散する際に、組合の財産あるいは組合の職員は下越障害福祉事務組合へ移管・統合するということでございます。そのために下越障害福祉事務組合は複合的な事務組合になるということで、名称を下越福祉行政組合と変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今関川村でこの下越障害福祉のほうへ世話になっている人は何人ぐらい。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 申しわけございません。担当課長が今出席しておりませんで、私、詳細の資料を持ち合わせてございません。該当はおると思いますが、私、

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

では、休憩したいと思います。45分まで。

午後3時40分 休 憩

午後3時41分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 先ほどの罰則の件ですが、罰則はございます。下水道条例で第38条から第40条まで罰則規定がございます。ただし、今回罰則の変更がございませんので、対照表には記載されていないということです。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

あす午前10時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後3時42分 延 会